

**富山市**  
**地域福祉計画**  
(素案)

2019年(平成31年)1月

**富山市**




# 目 次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>3</b>
1 計画策定の背景.....	3
(1) 地域福祉とは.....	4
(2) 地域共生社会とは.....	4
(3) 市民力・地域力の向上.....	5
2 計画の法令の根拠と位置付け.....	5
(1) 法律上の位置付け.....	5
(2) 第2次総合計画との関係.....	5
(3) 他計画との調和.....	6
3 計画の期間.....	7
4 計画策定の組織と取組.....	7
(1) 市民アンケート調査.....	7
(2) 福祉関係団体アンケート調査.....	8
(3) 地域懇談会.....	8
(4) パブリックコメント.....	8
5 「圏域」の考え方.....	9
 <b>第2章 富山市の地域福祉を取り巻く現状</b> .....	 <b>13</b>
1 人口の状況.....	13
(1) 人口の推移.....	13
(2) 自然動態と社会動態の状況.....	14
(3) 合計特殊出生率の状況.....	15
(4) 高齢化率の状況.....	15
(5) 人口推計.....	16
2 世帯の状況.....	17
(1) 世帯の状況.....	17
(2) 高齢者単身世帯の状況.....	17
(3) ひとり親世帯の状況.....	18
3 地域活動・資源の状況.....	18
(1) 自治会の状況.....	18
(2) ボランティアの状況.....	19

(3) 老人クラブの状況.....	19
4 支援を必要とする人たちの状況.....	20
(1) 幼児期の教育・保育施設と学童クラブの状況.....	20
(2) 障害者手帳所持者数の状況.....	21
(3) 要支援・要介護認定者数の状況.....	22
(4) 生活保護世帯の状況.....	22
5 アンケート結果から見てきた現状.....	23
(1) 共に助け合う「互助」精神の醸成に向けた地域のつながり.....	23
(2) 地域における交流や地域活動のあり方の検討.....	23
(3) 地域活動やボランティア活動の輪を広げるための環境づくりの検討... 24	24
(4) 地域住民・活動団体などが一体となった福祉活動の推進.....	24
(5) 自殺対策・予防等、悩みや不安の解消に向けた相談窓口の拡充.....	25
(6) 福祉サービスに関する情報提供や支援体制の拡充.....	25
6 地域懇談会における意見や要望等.....	26
(1) 高齢者関連.....	26
(2) 子ども関連.....	26
(3) 障害者関連.....	26
(4) 要援護者関連.....	26
(5) 生活・交通関連.....	26
(6) 地域の人材について.....	26
(7) 地域のつながりについて.....	26
(8) ボランティア関連.....	27
(9) 複合的な問題について.....	27
(10) 行政関係.....	27
7 統計資料・アンケート調査・地域懇談会から見てきたもの.....	28
<b>第3章 計画の基本的な考え方.....</b>	<b>31</b>
1 地域共生社会の実現について.....	31
2 計画の基本理念.....	32
3 施策の基本目標.....	32
4 重点的に取り組む事項.....	34
5 施策体系図.....	36
<b>第4章 地域福祉の施策展開.....</b>	<b>43</b>
基本目標Ⅰ 市民協働による共生社会づくり.....	43
1 市民主体のまちづくり.....	43



2	一人ひとりが尊重される地域社会づくり	46
3	地域を担う人材の育成	48
4	コミュニティの強化	49
5	地域福祉を促進する仕組みづくり	51
基本目標Ⅱ 福祉サービス基盤の強化		54
1	福祉サービスの適切な利用の促進	54
2	サービス提供事業者への支援	59
基本目標Ⅲ 安心・安全で暮らしやすい地域づくり		61
1	地域福祉活動を通じた新しいコミュニティの創造	61
2	地域の見守り、問題発見体制づくりの推進	62
3	地域の子育て支援、地域包括ケア体制の充実	64
4	人にやさしいまちづくり	67
基本目標Ⅳ 市民の誇りづくり		70
1	地域における魅力づくりや情報発信	70
2	市や地域に対する愛着や誇りの醸成	71
<b>第5章 計画の推進にあたって</b>		<b>77</b>
1	協働による計画の推進	77
(1)	市民の役割	77
(2)	地域活動団体の役割	77
(3)	福祉サービス事業者の役割	77
(4)	社会福祉法人の役割	77
(5)	社会福祉協議会の役割	78
(6)	市の役割	78
2	計画の周知・普及	78
3	計画の推進について	78



# 第1章

## 計画策定にあたって





# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景

本市では、「第2次富山市総合計画」（以下「総合計画」という。）のもと、「安らぎ・誇り・希望・躍動」を基本理念としてまちづくりを進めています。福祉分野では、まちづくり目標「Ⅰ すべての人が輝き安心して暮らせるまち【人材・暮らし】」及び「Ⅳ 共生社会を実現し誇りを大切にする協働のまち【協働・連携】」の実現に向けて取り組んでいます。

平成18年度には「富山市地域福祉計画（2007～2011年度）」（以下「ささえあいプラン」という。）を策定し、「地域ボランティアと市域ボランティア」や「退職者の活躍の場づくり」、「ささえあい意識の醸成」など5つの重点課題を掲げて施策を推進しました。併せて、高齢者や障害者、子どものほか、保健・医療等の分野ごとに策定された個別計画等に基づき、これまで地域福祉施策を展開してきております。

この間、ボランティアに関しては、ニーズの多様化や担い手不足の問題が生じてきており、退職者に関しては、団塊世代を含む高齢者が地域活動の担い手として注目されるようになりました。また、近年、地域でのつながりの希薄化など社会環境は大きく変わってきており、地域における包括的な支援体制を整備していく必要が生じてきております。

その一方で、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）や障害のある子どもと要介護の親で構成される世帯など、複数の課題を抱える世帯の増加や、精神疾患やがんの患者等に係る保健医療や就労など複数の分野にまたがる課題、家族関係や近隣関係の希薄化に伴う社会的孤立や公的な福祉サービスでは対応できない制度の狭間の問題など様々な地域生活課題が増加してきております。

こうした課題に対応するためには、公的支援とともに地域住民がお互いに配慮し、存在を認め合い、ともに支え合うことが大切です。このことにより、困りごとを抱えた住民が地域で孤立せずにその人らしい生活を送ることができ、また、支援を必要とする人を含め誰もが役割を持つことで、それぞれが、日々の生活において安心感や生きがいを得ることができるものと考えられます。

国においては、「高齢者」「障害者」「児童（子ども・子育て世帯）」などの分野において、法改正や様々な制度の整備などが行われてきているほか、「生活困窮者」への支援という新しい分野が加わりました。また、平成28年度には子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も全ての人々が、地域の困りごとを「我が事・丸ごと」と捉え、住み慣れた地域で、生きがいをもって暮らし、共に支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取り組みがはじまっています。

本計画では、すべての市民が住み慣れた地域において、共に支え合いながら、いきいきと安心して暮らしていくことができるよう、本市の地域福祉に関する個別計画を包含する理念や、協働して支え合う仕組みについて示しました。



## （１）地域福祉とは

近年、ひきこもりや子育てに悩む親の孤立、高齢者などの孤独死、児童や高齢者、障害者に対する虐待や、自殺者の増加等が社会問題となっています。また、地域で暮らす住民の中には、小さな不安を抱き、ちょっとした支援を求めている人もいます。

課題の大小にかかわらず、誰もが地域で安心して暮らしていくためには、住民が地域における結びつきを密にし、支援を必要とする方を地域の中で支えていくことが求められます。

地域の課題を住民自らが把握し主体的に解決を図る、という考え方を基本に、“市民力・地域力”、行政による支援、社会福祉協議会やNPO法人、民間事業者による支援の活用をあわせた重層的な協働の取組が地域福祉です。

## （２）地域共生社会とは

これまで取り組んできた様々な福祉制度や分野ごとの福祉施策においては、既存の施策では解決できない複合課題や、制度の狭間の課題の存在、自ら相談に行くことができない状態にある社会的孤立・社会的排除への対応、地域の“つながり”の弱まりなどの課題が顕在化してきています。

このような地域生活課題に対しては、制度・分野ごとの“縦割り”や、“支え手”“受け手”という固定的な役割分担の考え方では対応が難しくなっています。地域住民や地域の多様な主体が「我が事」としてとらえ、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながる取組を通して、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを大切に、地域をともに築く「地域共生社会」の実現を目指していきます。

こうした社会を実現するために、国においては「地域づくり・相談支援体制」、「人材」、「サービス提供体制」の3つの観点を示しています。本計画においても、これらの観点に配慮した取組を進めていきます。



### (3) 市民力・地域力の向上

地域共生社会の実現のためには、それぞれの地域で、誰もが役割を持ち、お互いに支えあっていこうという意識づくりや、地域を構成する全ての人々が地域福祉の向上を目指し参加していく仕組みの構築、“支え手”“受け手”が固定されない場づくりが重要です。こうした取組には、本市の“市民力・地域力”に関する向上が不可欠なものとなります。

#### 「市民力（しみんりょく）」

市民一人ひとりが、地域における課題を自主的・自発的に解決しようとしたり、地域福祉を推進するための基盤となる力をイメージしています。

#### 「地域力（ちいきりょく）」

地域における住民や町内会・自治振興会、各種団体、事業者など様々な人々が、お互いに協力し合い、自ら地域における課題を見つけ、その解決に向け活動を重ね、地域をより良いものにしていく力をイメージしています。

## 2 計画の法令の根拠と位置付け

### (1) 法律上の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」です。同条で定められた項目を基本に、昨今の社会情勢を踏まえ必要な事項を加えて具体的な取組施策を示すものです。

### (2) 第2次総合計画との関係

本市の各計画との関係では、総合計画（基本計画）を最上位計画とします。地域福祉計画は、総合計画のまちづくり目標である「Ⅰ すべての人が輝き安心して暮らせるまち【人材・暮らし】」及び「Ⅳ 共生社会を実現し誇りを大切にす協働のまち【協働・連携】」という方針の実現に向けて、地域福祉の視点から様々な施策の推進に向けた計画となります。

まちづくりの目標	主要課題
Ⅰ すべての人が輝き安心して暮らせるまち【人材・暮らし】	①多様な人材の育成と地域への定着 ②少子高齢化と人口減少への対応 ③すべての世代の健康・安心な生活の実現
Ⅳ 共生社会を実現し誇りを大切にす協働のまち【協働・連携】	①市民協働による共生社会づくり ②シティプロモーションの推進とシビックプライドの醸成





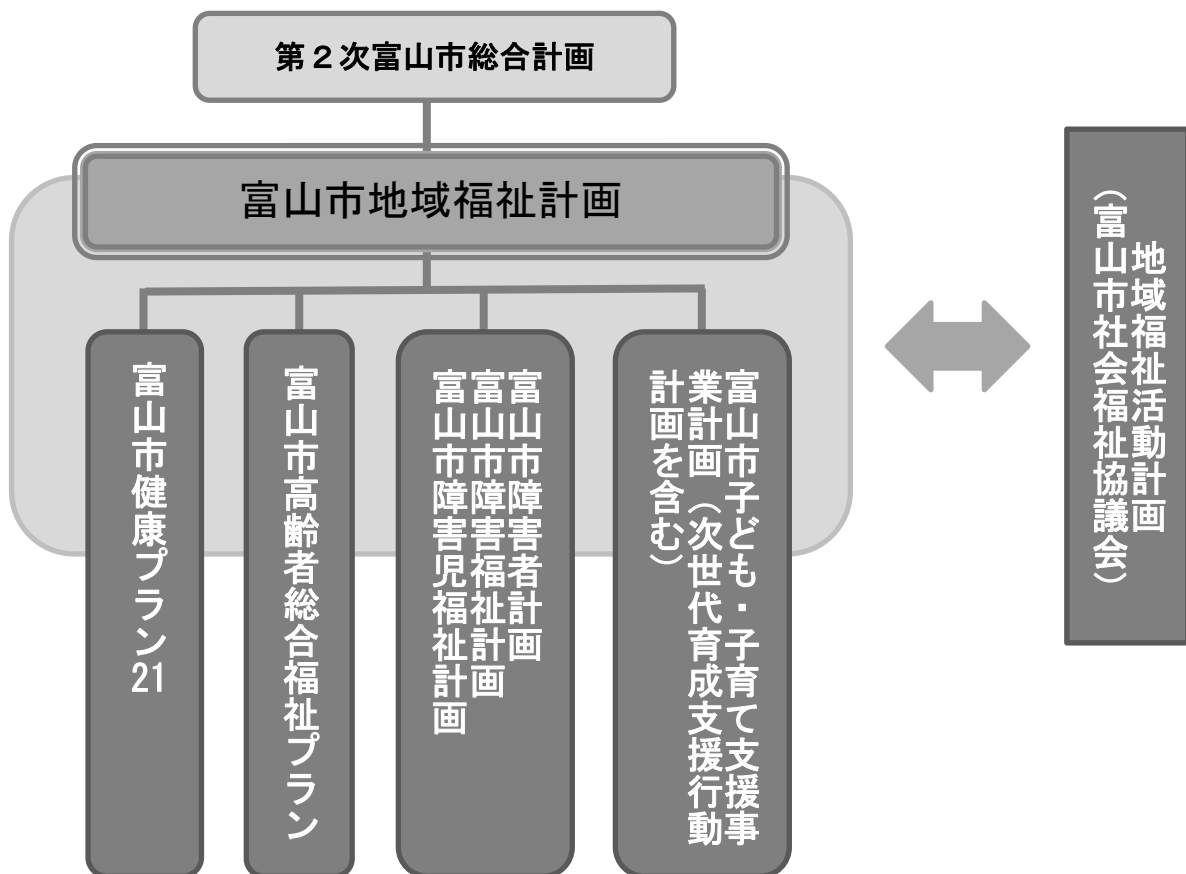
### (3) 他計画との調和

本計画は、基本的な施策の方向を定めるもので、地域福祉を推進するための総合的な計画であり、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、健康増進計画等の対象者別計画における理念や仕組みの整合性を図りながら横断的につなぐ計画です。また、対象者別計画では網羅できない課題についても、本計画で取り組みを進め、行政と地域住民の力で解決を目指します。

さらに、保健・医療、防災、交通、教育、消費生活などの他分野の計画とも調和を図り、連携することで、個別施策を実現していきます。

本計画の実行には、市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画における活動の取組強化が欠かせません。地域福祉活動計画は地域住民の自主的・主体的な地域福祉の推進を目指す行動計画であり、本計画とは車の両輪の関係にあります。内容を一部共有し、本計画の理念や仕組みの実現を支援する施策を盛り込むなど、相互の連携を図っています。

#### ■ 地域福祉計画の位置付け



### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

また、国の動向、今後の社会情勢の変化によっては、必要に応じ計画内容の見直しを行うことがあります。

#### ■ 地域福祉計画と関連計画の計画期間

計画名	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
総合計画	基本構想									
	前期基本計画			後期基本計画						
地域福祉計画	第2期計画					第3期計画				
高齢者総合福祉プラン	第7期計画		第8期計画			第9期計画			第10期計画	
障害者計画	第3次計画									
障害福祉計画・ 障害児福祉計画	第5期計画 第1期計画									
子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援行動計画)	1期 計画	第2期計画								
健康プラン21	第2次計画									
地域福祉活動計画 (富山市社会福祉協議会)	2次 計画	第3次計画								

### 4 計画策定の組織と取組

本計画の策定にあたっては、福祉・保健・医療などに関連する庁内関係所管で構成する地域福祉計画策定委員会において協議、検討を行うとともに、地域福祉に関する学識経験者、地域福祉活動団体の代表者、公募の市民で構成する富山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を開催し、「ささえあいプラン」を踏まえた本計画の方向性、盛り込む内容、推進体制などについて、各委員の意見集約を図りました。

また、市民の意見を把握し本計画に反映させるため、市民や福祉関係団体に対するアンケート調査や地域懇談会、パブリックコメントを実施しました。

#### (1) 市民アンケート調査

- ① 調査対象者：20歳以上の男女3,600人（無作為抽出）
- ② 調査期間：平成30年9月10日～9月25日
- ③ 調査方法：郵送方式による配布・回収



- ④ 有効回収数：1,669人（有効回収率：46.4%）

## （２）福祉関係団体アンケート調査

- ① 調査対象者：市内ボランティア団体、NPO法人、福祉関係団体200団体
- ② 調査期間：平成30年9月18日～10月1日
- ③ 調査方法：郵送方式による配布・回収
- ④ 有効回収数：122団体（有効回収率：61.0%）

## （３）地域懇談会

- ① 実施期間：平成30年8月22日～8月30日
- ② 実施場所：市内9会場（富山3会場、大沢野、大山、八尾、婦中、山田、細入）
- ③ 参加者数：計171人

## （４）パブリックコメント

- ① 実施期間：平成31年1月30日～2月8日
- ② 提出意見：●●件

## 5 「圏域」の考え方

これまで、地域福祉計画では行政が適切な福祉サービスを提供するための範囲として、市民の日常生活を考慮して福祉圏域を設定してきました。しかし、地域福祉は“適切な福祉サービスの提供”だけでなく、地域住民による地域福祉活動の推進も大きな役割の一つであり、このことは改正社会福祉法にも新たに盛り込まれました（第106条の3）。

そのため、本計画における福祉圏域の設定にあたっては、地域住民による地域福祉活動を推進するための範囲についても考慮する必要があります。

本市においては、自治振興会や地区社会福祉協議会、地区校下民生委員・児童委員協議会などが、概ね小学校区単位で組織・活動されていることから、多くの住民にとって身近な生活圏域となっている「小学校区」を基本の圏域として位置づけます。

「小学校区」の圏域は、住民が地域意識を持ち、かつ主体的に活動できる範囲であり、市内全域的に地域福祉を推進する上で中核となる重要な圏域ですが、地域福祉の課題によっては、「中学校区や地域包括支援センター担当区域」や「市内全域」などのより広い範囲での圏域を設けることで課題を段階的に共有し、新たな活動につなげていきます。

このように地域活動を重層的に機能させるほか、圏域内、圏域間との連携も図りながら、福祉サービスの提供やボランティア活動の展開、地域活動の拠点づくり、ネットワーク構築など、官民共同による地域福祉活動のシステム構築の推進に取り組んでいきます。

- ① 「町内会・隣近所」  
日常的な会話や交流、互いに支え合い活動を実施する最も身近な範囲
- ② 「小学校区」  
比較的身近な場所で相談や情報交換、専門サービスへつなぐことができる範囲
- ③ 「中学校区・地域包括支援センター担当区域」  
身近な地域での専門的な相談・支援等が受けられる範囲
- ④ 「保健福祉センターの担当区域」  
保健や福祉に関する相談や健康づくりの支援等が受けられる範囲
- ⑤ 「市内全域」  
市や市社会福祉協議会等による総合的な相談対応、支援等が受けられる範囲

このほか、富山市では様々な圏域が設定されています。

### 『富山市高齢者総合福祉プラン（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）』

日常生活圏域として、地理的情景、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、「18の圏域」を設定しています。



総曲輪等地区、山室等地区、堀川等地区、蛭川等地区、奥田等地区、五福等地区、岩瀬等地区、豊田等地区、新庄等地区、藤ノ木等地区、熊野等地区、和合地区、呉羽地区、水橋地区、大沢野等地区、大山地区、八尾等地区、婦中地区

高齢者が可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう、総合相談窓口として地域包括支援センターを32か所設置しています。

水橋北、水橋南、大広田・浜黒崎、岩瀬・荻浦、和合、針原、新庄、豊田、広田、奥田北、奥田、百塚、呉羽、神明・五福、愛宕・安野屋、まちなか、柳町・清水町、東部・山室、藤ノ木・山室中部、堀川・光陽、蛭川、堀川南、太田、月岡、新保・熊野、大沢野・細入、大久保・船峯、大山、八尾北・山田、八尾南、婦中東、婦中西

#### 『富山市子ども・子育て支援事業計画』

中学校区や日常生活圏域、市町村合併前の行政区域等をふまえた13ブロックを基本とし、対象となる子どもが少ない山田地域及び細入地域については、これまでの日常的なつながりを重視して、山田地域は八尾地域と、細入地域は大沢野地域と一体的に考えて、市内全体を「11区域」として設定しています。

中央、東部、西部、南部、北部、呉羽、水橋、大沢野・細入、大山、八尾・山田、婦中

#### 『富山市立地適正化計画』

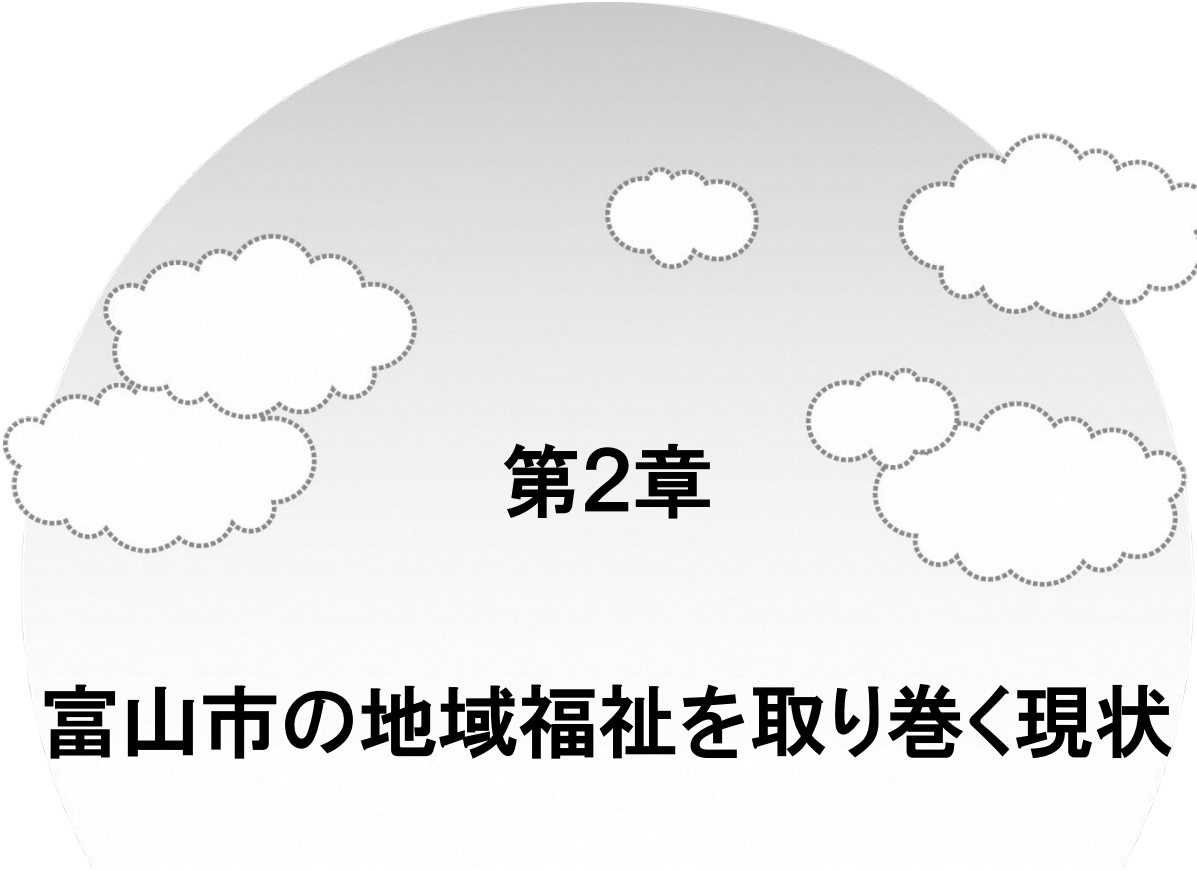
##### ① 地域生活圏と拠点

地域としての歴史的つながりや日常生活に必要なサービスを身近に享受できる拠点の育成、人口規模により「14の地域生活圏域」として設定し、駅やバス停、生活利便施設が徒歩圏の範囲にまとまっている地区を拠点として設定しています。

富山中央、富山北部、和合、呉羽、富山西部、富山東部、水橋、大沢野、大山、八尾、婦中、山田、細入

##### ② 公共交通軸『串』と居住を推進する地区『お団子』

コンパクトなまちづくりの実現に重要な公共交通の路線を「公共交通軸『串』とし、このうち利便性が高い路線の地域内の鉄道及びバス停の徒歩圏の範囲内において、「居住を誘導する地区」『お団子』を設定しています。



**第2章**

**富山市の地域福祉を取り巻く現状**





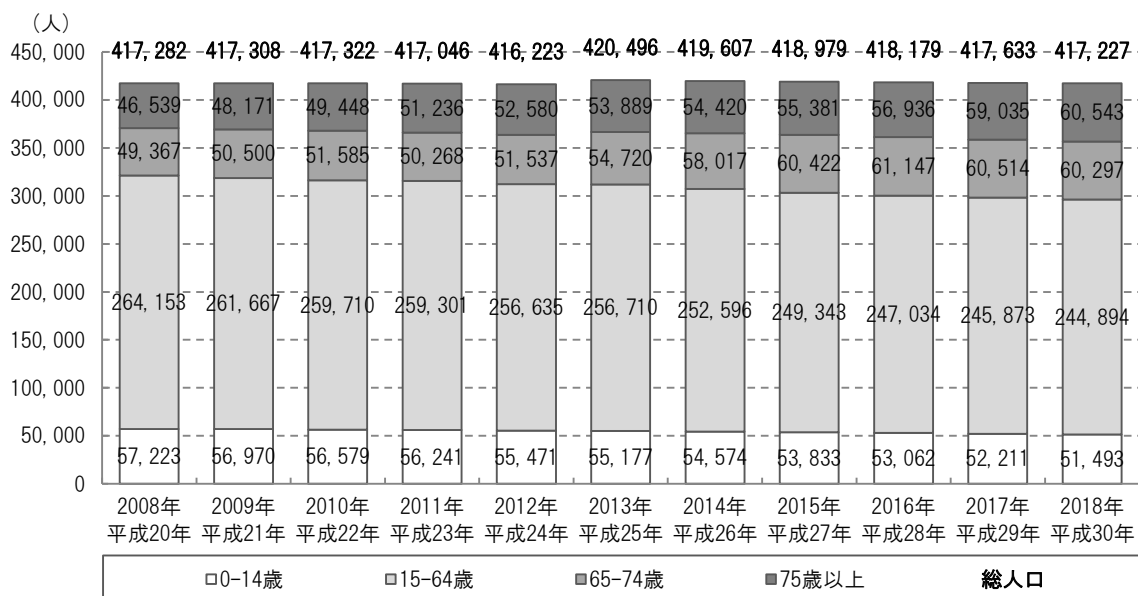
## 第2章 富山市の地域福祉を取り巻く現状

### 1 人口の状況

#### (1) 人口の推移

本市の人口は、0～14歳・15～64歳で減少する一方、75歳以上は増加傾向にあります。65～74歳は2016年（平成28年）をピークに緩やかな減少に転じています。また、2008年（平成20年）以降、総人口の大きな増減はみられません。

■ 年齢4区分別人口の推移



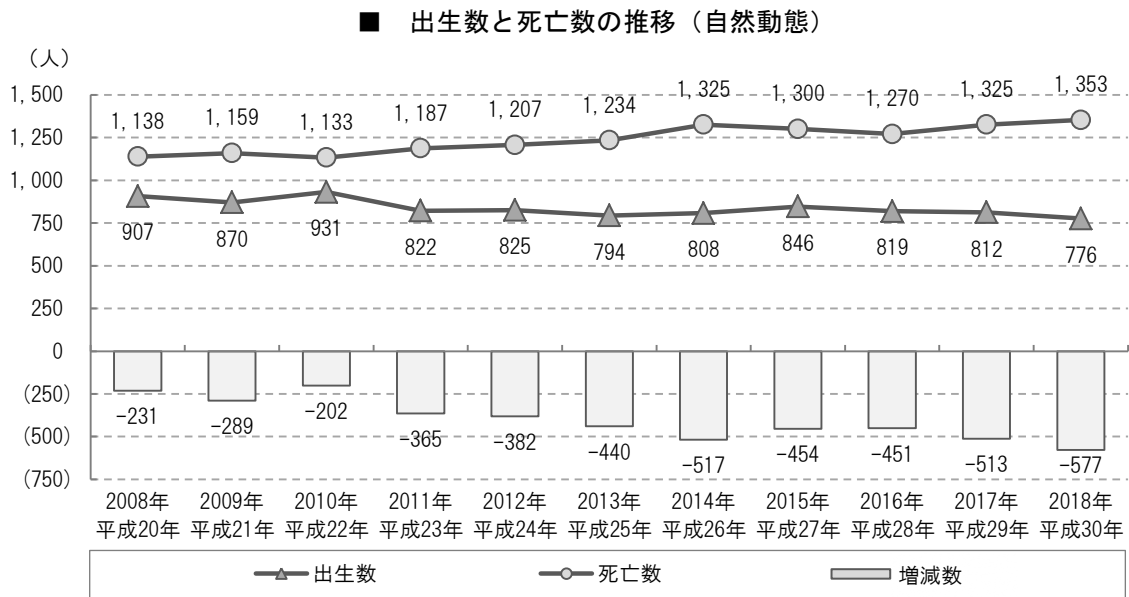
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）



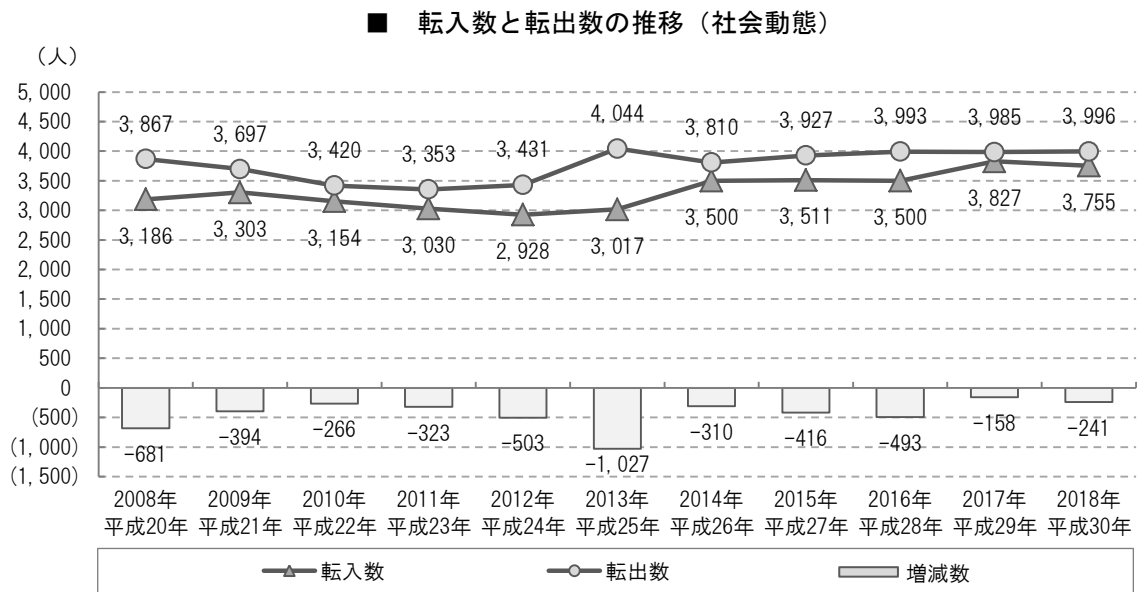
## (2) 自然動態と社会動態の状況

本市の自然動態をみると、2008年（平成20年）以降、出生数は緩やかな減少傾向、死亡数は緩やかな増加傾向となっています。また、常に死亡数が出生数を上回り、増減数はマイナスが続いています。特に、2018年（平成30年）は出生数が最も少なく、死亡数が最も多いため、自然減が最も大きく-577人となっています。

また、社会動態も常に転出数が転入数を上回り、増減数はマイナスが続く状況となっています。



資料：富山市統計資料(各年3月末日現在)



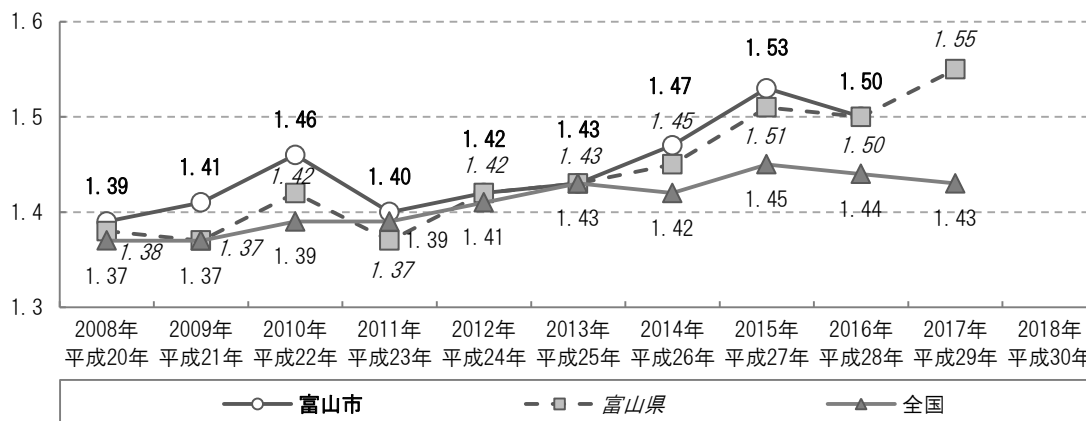
資料：富山市統計資料(各年3月末日現在)



### (3) 合計特殊出生率の状況

本市の合計特殊出生率は、2012年（平成24年）以降年々上昇し、2015年（平成27年）には1.53となっています。また、ほとんどの年で全国・富山県の値を上回っています。

■ 合計特殊出生率の推移

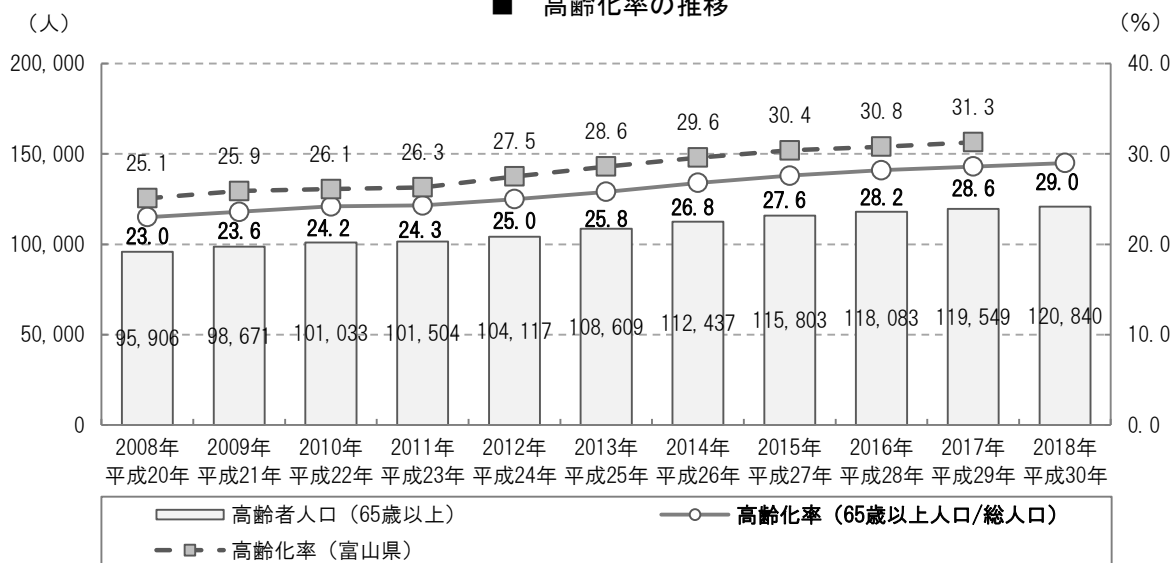


資料：富山市統計資料、厚生労働省

### (4) 高齢化率の状況

本市の高齢者人口は、2008年（平成20年）から2018年（平成30年）で24,934人（+26.0%）増加しています。また、高齢化率は県の値を下回っているものの、年々高くなっており、2018年（平成30年）は29.0%となっています。

■ 高齢化率の推移



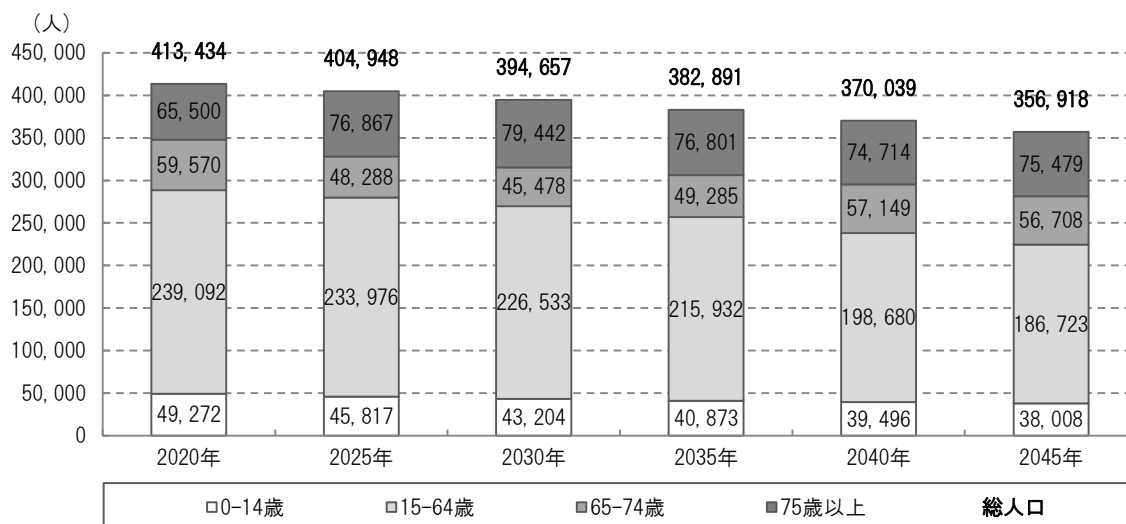
資料：富山市統計資料（各年4月1日現在）、富山県統計資料（各年10月1日現在）



## (5) 人口推計

本市の人口推計は、0～14歳・15～64歳人口はともに減少、また、増加が予測される75歳以上人口も2030年をピークに減少に転じる見込みです。そのため総人口は、2030年には40万人を下回り、2045年には約35万人になる見込みです。

■ 年齢4区分別人口の推計



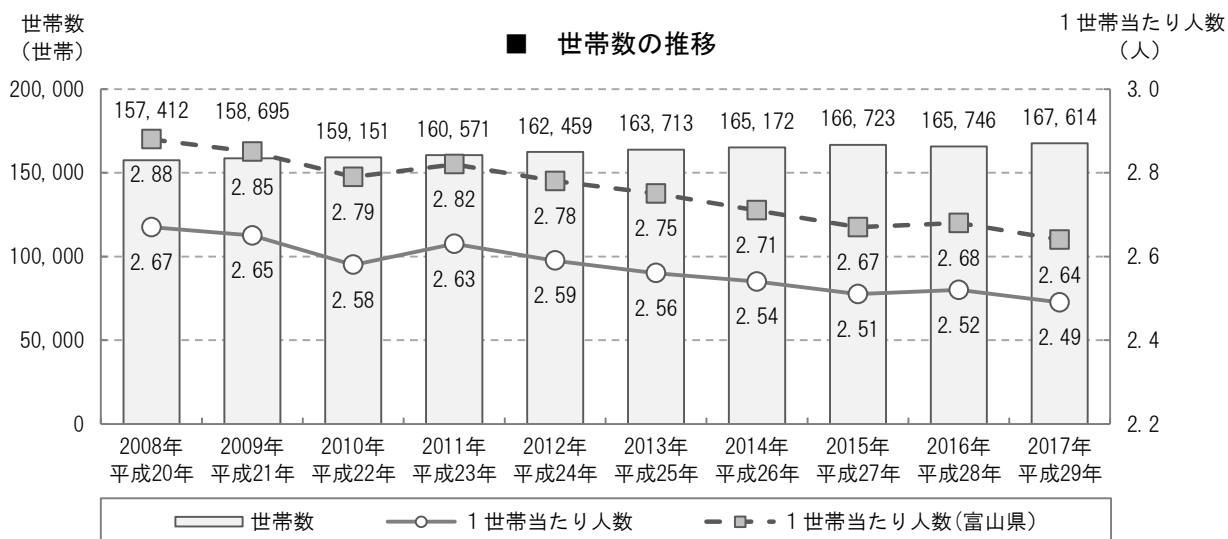
資料：国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口(平成)30(2018)年3月推計』  
富山市の将来推計人口



## 2 世帯の状況

### (1) 世帯の状況

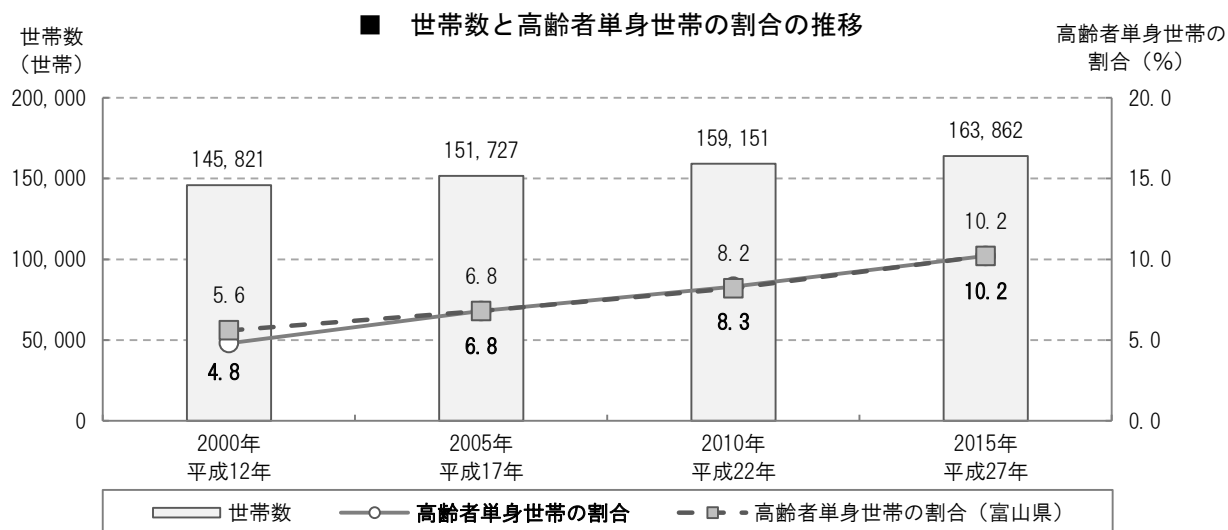
2008年（平成20年）以降、世帯数は緩やかに増加する一方、1世帯当たり人数は減少を続けています。また、本市の1世帯当たり人数は富山県を下回っていますが、その差は次第に小さくなっています。



資料：住民基本台帳、富山県統計資料(各年4月1日現在)、平成22年のみ国勢調査

### (2) 高齢者単身世帯の状況

本市の世帯数は、2000年（平成12年）から2015年（平成27年）で18,041世帯増加しています。また、総世帯数に占める高齢者単身世帯の割合は大きく上昇し、2015年（平成27年）には10.2%となっています。

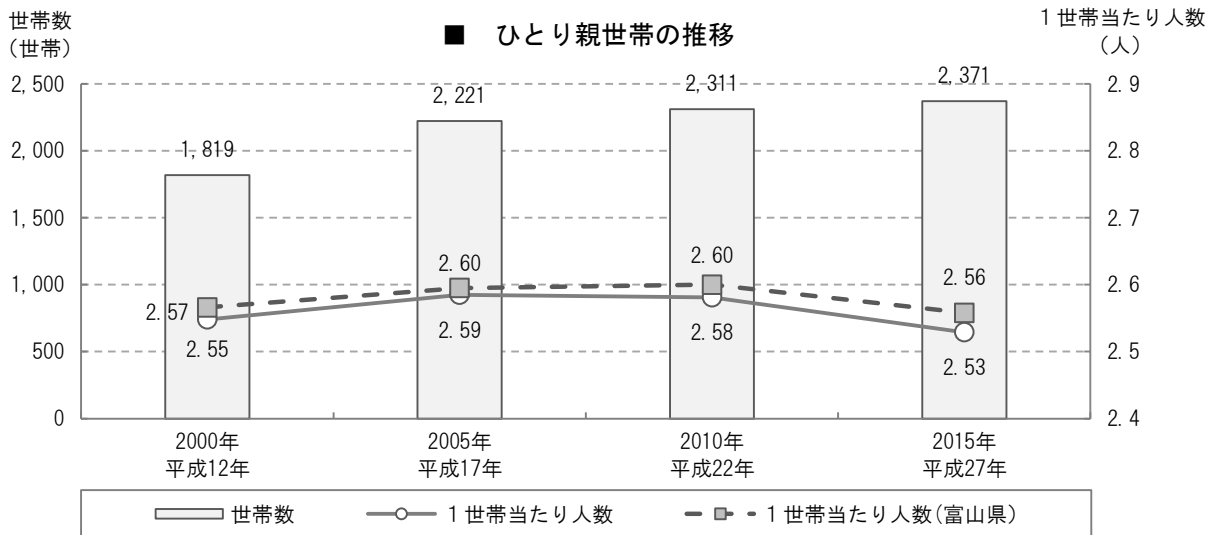


資料：国勢調査



### (3) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯は、2000年（平成12年）から2005年（平成17年）にかけて大きく増加し、その後緩やかに増加を続けています。1世帯当たり人数は富山県をやや下回り、ともに2005年（平成17年）をピークに減少傾向にあります。

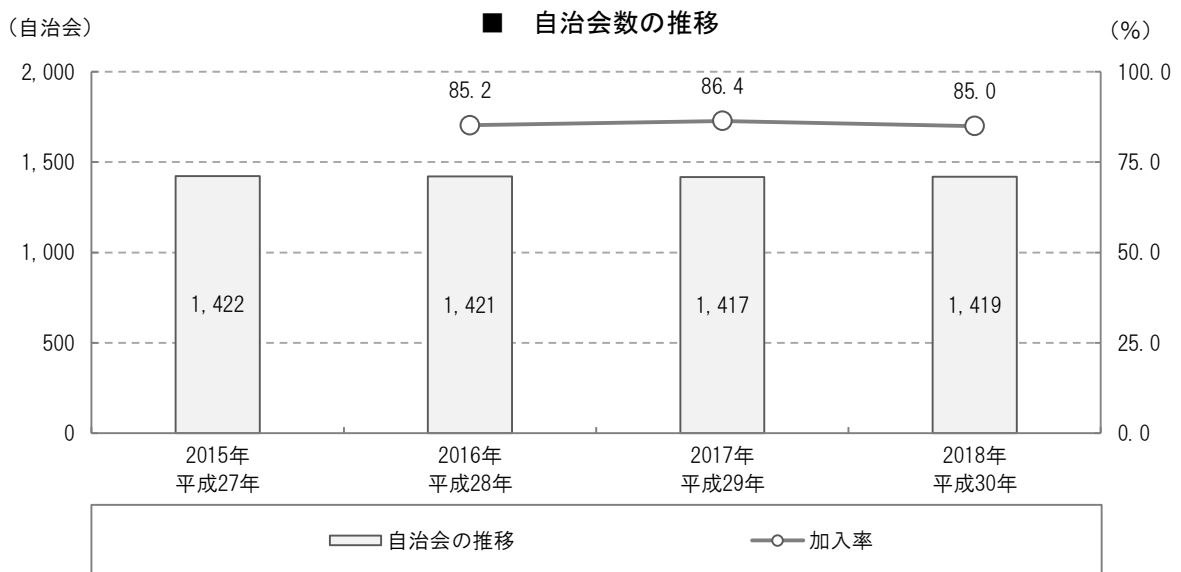


資料：国勢調査

## 3 地域活動・資源の状況

### (1) 自治会の状況

本市の自治会数は横ばいで推移しており、加入率は85%前後となっています。

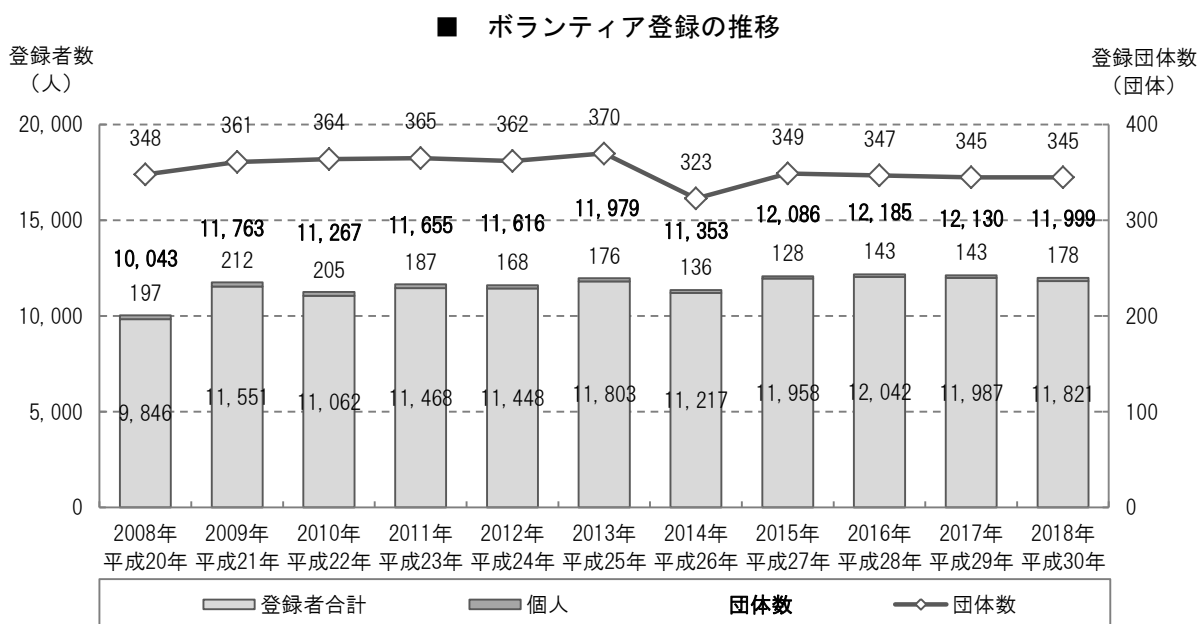


資料：富山市統計資料



## (2) ボランティアの状況

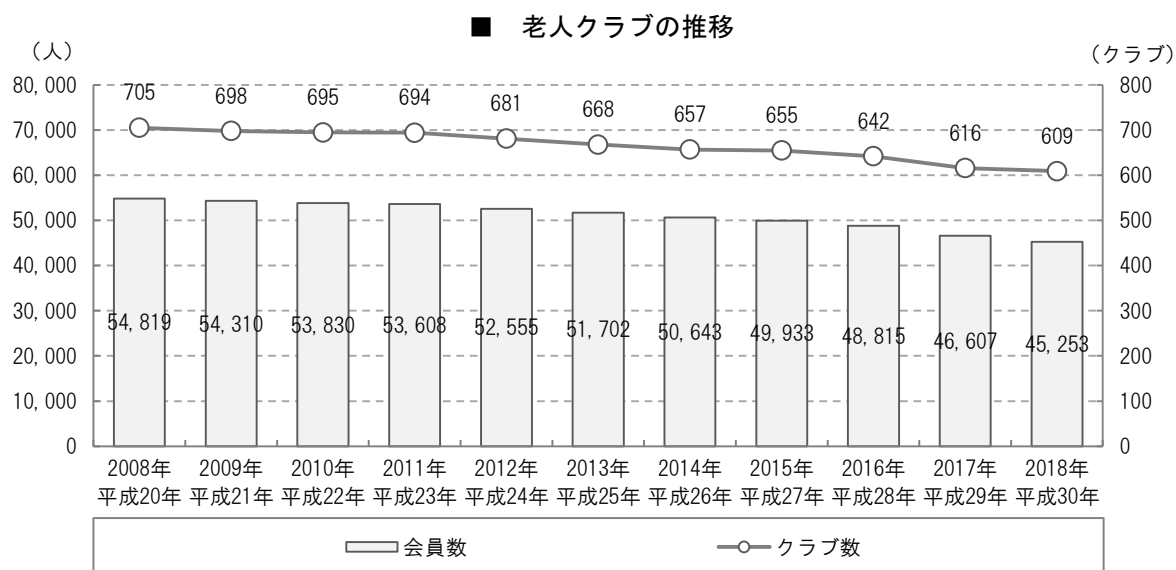
ボランティアの登録団体数は、ピークとなった2013年（平成25年）の翌年、大幅に減少したものの、さらにその翌年には増加し、その後横ばい状態となっています。2015年（平成27年）以降、ボランティアの登録人数は、個人を合わせると12,000人前後となっています。



資料：富山市社会福祉協議会事業報告資料(各年3月31日)

## (3) 老人クラブの状況

本市の老人クラブは会員数、クラブ数ともに減少傾向です。



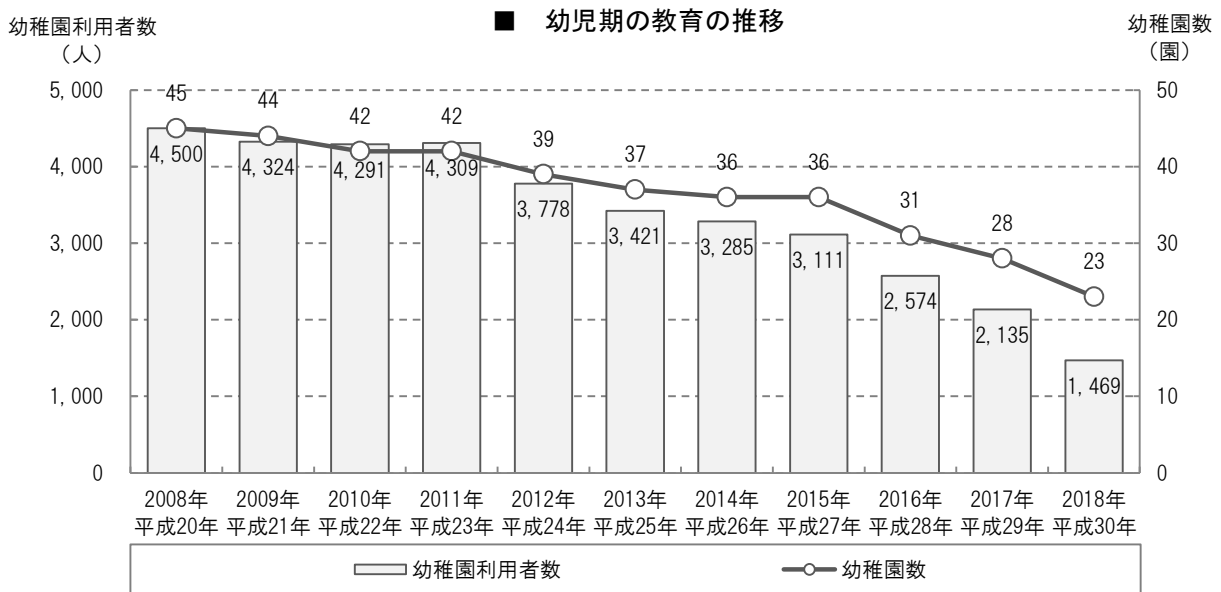
資料：長寿福祉課データ(補助金を交付しているクラブとその会員数)



## 4 支援を必要とする人たちの状況

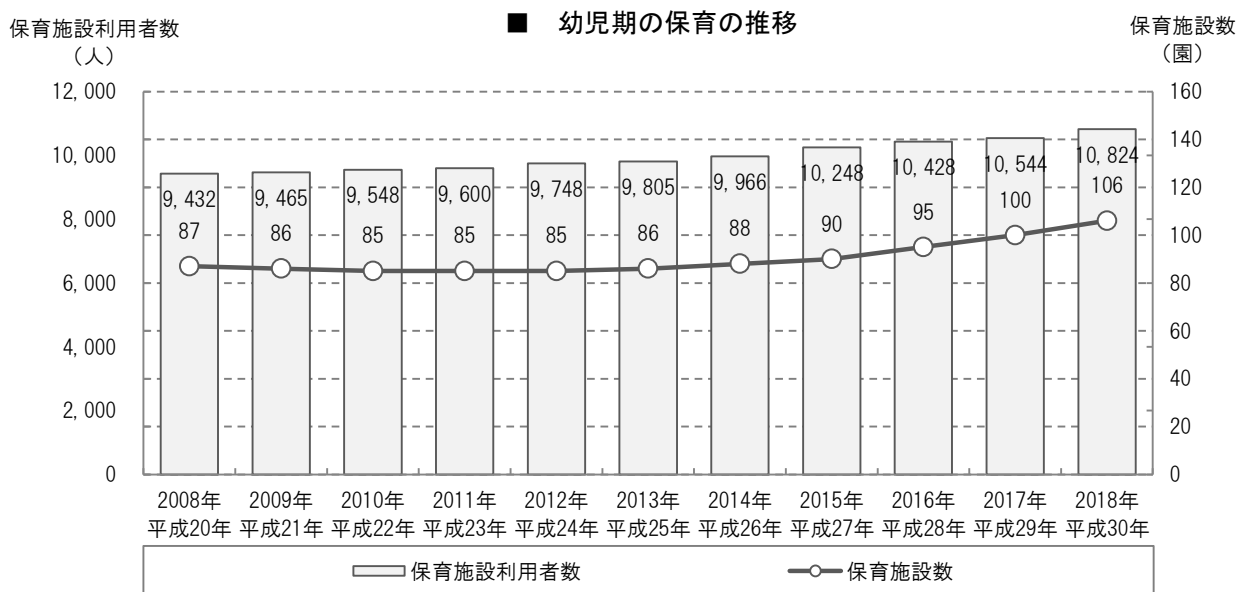
### (1) 幼児期の教育・保育施設と学童クラブの状況

2018年（平成30年）の幼稚園利用者数は、2008年（平成20年）の約3分の1まで減少し1,469人となっています。それに伴い、幼稚園数も45園から23園に減少しています。



資料：富山市統計資料（各年5月1日）  
 ※公立私立の認定こども園利用者を除く 休園中の施設数を除く

2018年（平成30年）の保育施設利用者数は、2008年（平成20年）の約15%増加し10,824人となっています。それに伴い、保育施設数も87園から106園に増加しています。

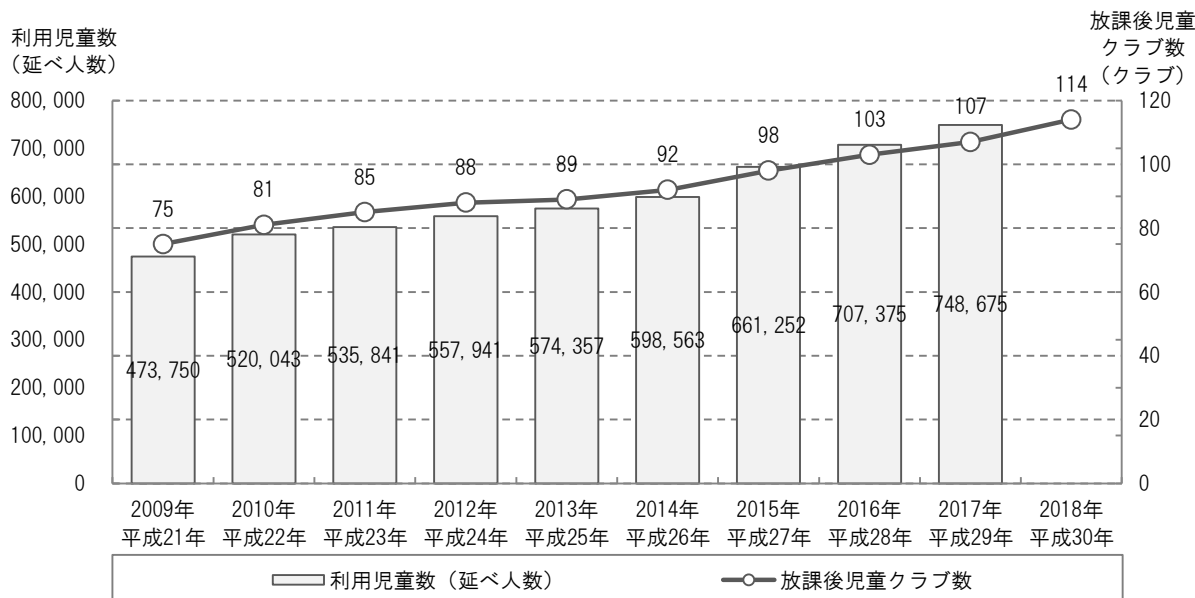


資料：富山市統計資料（各年4月1日）



本市の放課後児童健全育成事業の利用児童数、放課後児童クラブ数ともに増加傾向です。

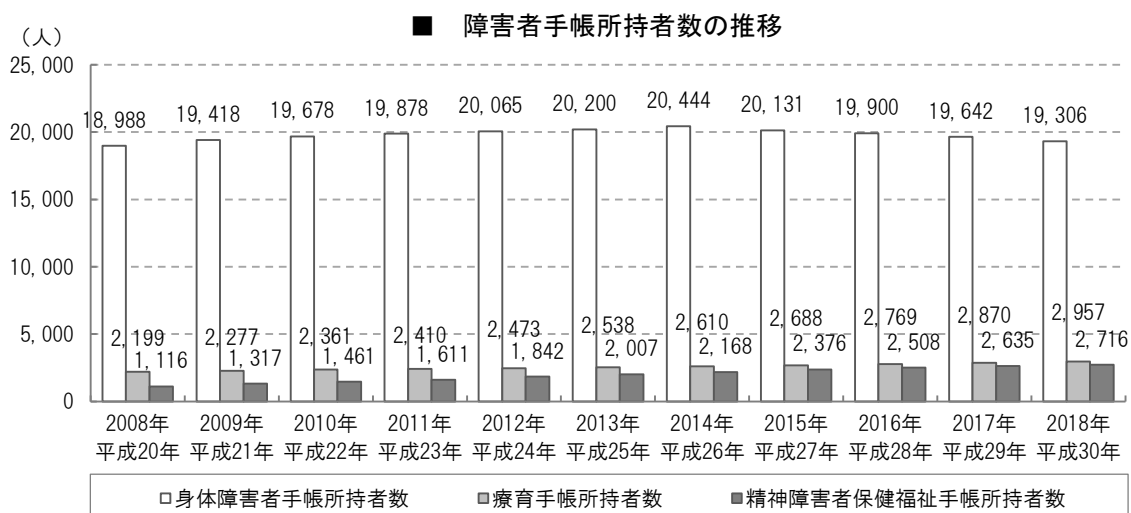
■ 放課後児童健全育成事業における利用児童数の推移



資料:こども育成健康課データ(利用児童数は各年度末の実績)

(2) 障害者手帳所持者数の状況

身体障害者手帳所持者数は、2008年(平成20年)から2018年(平成30年)まで19,000人前後で推移しています。また、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数ともに増加傾向です。

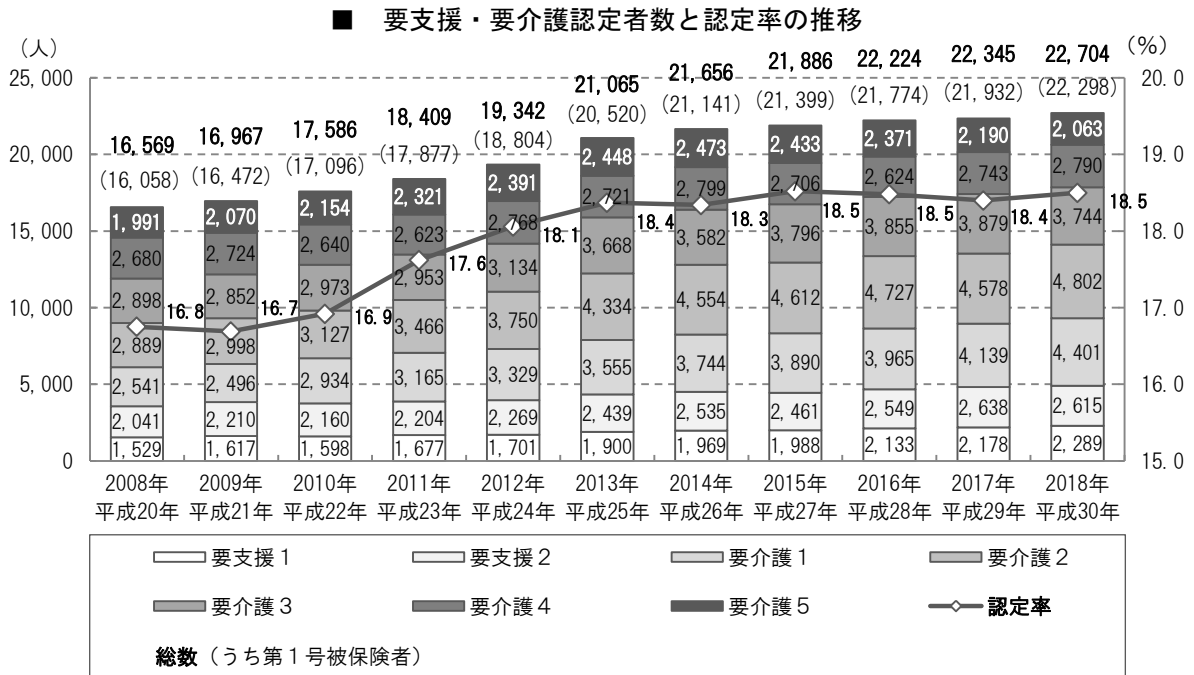


資料:富山市統計資料(各年3月31日)



### (3) 要支援・要介護認定者数の状況

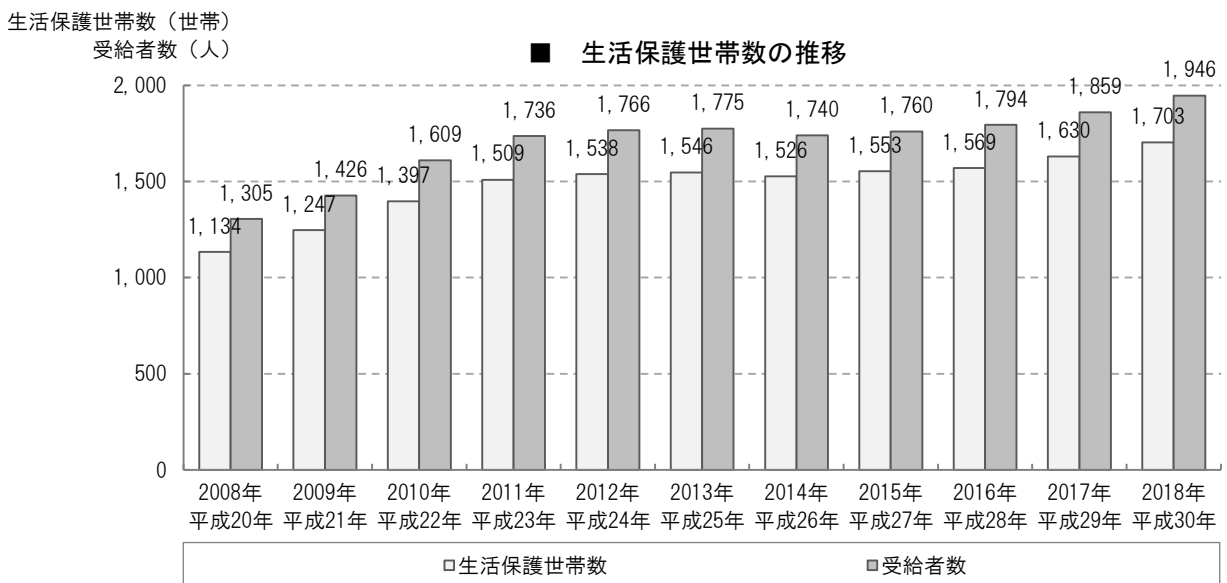
要支援・要介護認定者数は年々増加していますが、2013年（平成25年）まで上昇していた認定率は、18.3～18.5%で横ばい状態となっています。



資料：富山市統計資料（各年3月31日）

### (4) 生活保護世帯の状況

生活保護世帯数は、2008年（平成20年）の1,134世帯から年々増加し、2018年（平成30年）には1.5倍の1,703世帯となっています。受給者数も1,305人から約1.5倍の1,946人に増加しています。



資料：富山市統計資料（平成20～29年度3月31日、平成30年度9月30日現在）





## 5 アンケート結果から見えてきた現状

20歳以上の市民を対象としたアンケートの結果からは、以下のような傾向や課題等が見えてきました。

### (1) 共に助け合う「互助」精神の醸成に向けた地域のつながり

○日常生活が不自由になったとき、地域でしてほしいことは「除雪や屋根雪下ろし」「買い物の代行」が4割を超えています。一方、困っている世帯にできることは「安否確認の声かけ」が6割を超え高く、「ゴミ出し」「買い物の代行」「除雪や屋根雪下ろし」がそれぞれ2割台となっています。(市民調査/問13・14)

○これまでに募金や寄附をした分野をみると、「災害援助支援」が6割を超え最も高く、「寄附をしたことがない」が2割弱となっています。(市民調査/問15)

○誰もが安心して暮らしていくために地域で重要なことは、「見守りや安否確認」「生きがいづくり・社会参加の促進」「地域活動やボランティア活動に取り組む人材の育成」がそれぞれ4割を超え、「障害を持つ人への支援」が3割台となっています。(ボランティア団体・福祉関係者調査/問13)

### (2) 地域における交流や地域活動のあり方の検討

○近所の人との付き合いの状況をみると、「あいさつをする程度」が約6割、「非常に親しくつきあっている」と「親しくつきあっている」を合わせて約3割、「つきあいは、ほとんどない」が約1割となっています。居住年数別でみると、「21年以上」で「非常に親しくつきあっている」と「親しくつきあっている」を合わせて約4割となる一方、「あいさつをする程度」が5割強と高く、20年以下では6～7割台となっています。また、「つきあいは、ほとんどない」は「1～2年」で約3割と高くなっています。

(市民調査/問9・問9×問5)

○地域活動への参加状況では、「参加していない」が5割弱と最も高く、居住年数「1年未満」では7割、また年齢階級「20～29歳」では9割弱となっています。「町内会、自治会等」の活動に参加しているのは約4割、居住年数「21年以上」「6～10年」で4割以上、年齢階級「60～69歳」では5割となっています。(市民調査/問10・問10×問5×年齢階級)



### (3) 地域活動やボランティア活動の輪を広げるための環境づくりの検討

- ボランティア活動への参加者は1割強で、活動内容は「環境関係」「高齢者関係」がそれぞれ3割台となっています。一方、「参加するつもりはない」が半数近くを占め、その理由として「仕事や家事で忙しい」が4割強、「体が弱い、病気がち」「興味が無い」がそれぞれ1割台となっています。(市民調査/問16・16-3)
- 今後参加したいボランティア活動では、「環境関係」が3割強、「高齢者関係」「災害復旧ボランティア関係」「子育て関係」がそれぞれ1割台となっています。(市民調査/問16-2)
- 地域の人たちが協力して取り組んでいくことが必要な問題は、「一人暮らし高齢者や高齢世帯への支援」「災害時の支援」が高くなっています。(市民調査/問17)
- 今後富山市が取り組むべき施策は、「高齢者や障害者等になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が5割強、年齢階級別では50～59歳・60～69歳・70歳以上で6割前後となっています。(市民調査/問18・問18×年齢階級)

### (4) 地域住民・活動団体などが一体となった福祉活動の推進

- ボランティア団体・福祉関係者が活動を行って『良かったと感じたこと』は、「地域に貢献できる」が7割を超えて高く、「様々な人々と接することができる」「高齢者や障害を持つ人への理解が深まる」がそれぞれ6割台となっています。また、「特にない」は該当者がなく、すべての方が活動に何らかのやりがいを感じています。(ボランティア団体・福祉関係者調査/問6)
- 一方で、3割前後の方が「支援を必要とする人などの情報が得にくい」「市民に情報提供する場や機会が少ない」と、活動において不便さを感じていると回答しています。(ボランティア団体・福祉関係者調査/問8)
- 団体・組織運営で困っていることをみると、「構成員が高齢化してきている」が5割を超え、「活動資金が足りない」が約3割となっています。(ボランティア団体・福祉関係者調査/問7)
- 活動にあたり連携が必要な組織・団体は、「民生委員・児童委員」「社会福祉施設」「町内会」がそれぞれ3割を超え、「老人クラブ」「学校」「医療機関」がそれぞれ2割強となっています。(ボランティア団体・福祉関係者調査/問9)
- ボランティア団体・福祉関係者の声として、「地域ボランティアの支援が十分に浸透されていない」「地域に根ざした活動の必要性」があげられています。地域やコミュニティの見守り、支え合いを通して地域共生社会の実現に向けた取り組みが必要です。(自由意見/ボランティア団体・福祉関係者調)



## (5) 自殺対策・予防等、悩みや不安の解消に向けた相談窓口の拡充

○普段の生活で感じている悩みや不安について、「自分の健康」が約5割、「家族の健康」が約4割、「経済的問題」が約3割となっています。また、悩みや不安を相談したい人をみると「家族」が約7割で高く、「知人・友人」が約4割、「親族」が約3割となっていますが、1割未満の方が「相談できる人がいない」と回答しています。

(市民調査/問11・12)

○自殺を考えるほどの悩みや不安がある場合に、「相談したいと思う」が約6割、「相談したいと思わない」が3割となっています。(市民調査/問26)

○相談したい相手は「家族や親族」が7割を超え、「友人や同僚」が約5割、「公的な相談機関の職員(市役所、地域包括支援センターなど)」が約2割となっていますが、一方で「相談できる人がいない」と「誰に相談したらよいか分からない」を合わせて1割強となっています。(市民調査/問26-1)

○相談したいと思わない理由をみると、「相談しても解決しないと思うから」が5割、「自分一人で解決するべきだと思うから」「他人に知られたくないと思うから」がそれぞれ3割となっており、相談しやすい体制の整備や窓口の拡充が必要です。(市民調査/問26-2)

## (6) 福祉サービスに関する情報提供や支援体制の拡充

○成年後見制度の内容を知っていると回答した方は3割強で、制度の利用が必要になった場合に利用をためらう理由をみると、「制度についてよく分からない」「成年後見人等が不正をしないか心配」がそれぞれ3割台、「手続きの方法が分からない」「どこに相談すればよいか分からない」が2割台となっています。(市民調査/問19・20)

○福祉に関する情報の入手方法は、7割を超える多くの方が「市の広報紙」を利用し、「町内会の回覧板」が4割となっています。(市民調査/問21)

○ダブルケアについて、内容を知らないと回答した方は6割を超える状況です。

また、「現在、ダブルケアをしている」と「過去にダブルケアをしたことがある」を合わせて1割強となっています。(市民調査/問22・23)

○市民への調査結果からダブルケアで必要な支援をみると、「要介護者を受け入れてくれる施設(特別養護老人ホームなど)の拡充」が4割台、「介護に関する経済的な支援」が3割台、「家族・親族等からの支援(人的・経済的)」が2割台となっています。また、ボランティア団体・福祉関係者への同調査結果では「育児と介護の両立のための総合的な専門相談窓口の拡充」「子育てに関する経済的な支援」がそれぞれ3割台、「地域やボランティアによる支援」「要介護者を受け入れてくれる施設(特別養護老人ホームなど)の拡充」がそれぞれ2割台となっていますが、困っている方への支援について「行う予定はない」が半数に及んでいます。(市民調査/問23-1、ボランティア団体・福祉関係者調査/問14・問14-1)



## 6 地域懇談会における意見や要望等

地域懇談会に参加された市民の皆さんから多くの意見や要望等が寄せられ、その内容を以下のようにまとめました。

### (1) 高齢者関連

- 地域住民の高齢化が進むなか、地域住民で対応できる範囲は徐々に減少している。
- 町内で高齢者に対する支援マップを作成したいと考えているが、なかなか具体的な行動が起きない。何をするにも地域の人あまり関心がない。
- 高齢化の進む折、地域ケアネット活動に限界がきており、支援者が疲れている。

### (2) 子ども関連

- 少子化対策について真剣に考えなくてはいけない。地域の活性・再生化を考える際は、若者世代にもっと焦点を当てるべき。
- ボランティア活動を学校教育のカリキュラムの中に入れて欲しい。

### (3) 障害者関連

- 現在、障害を持つ妻の介護を自分で行っているが、仮に自分が倒れた場合どうすれば良いか不安。
- 夫婦2人暮らしで、1人が障害者（又は要介護者）がいる家庭で別の1人が急病等になった時、緊急な対応が必要な場合の支援体制が必要。

### (4) 要援護者関連

- 災害があった際、一人暮らし高齢者、障害者をどのように助けるかが問題である。
- 見守り活動を行う上で、障害者、子育て家庭、高齢者等の名簿がどこからももらえない。

### (5) 生活・交通関連

- 近隣にスーパーがないことで買い物が不便。
- 地域に店がないため、買い物難民が増えてきている。
- 今後、一人暮らし世帯が増えてきたときに近所だけで支えられるか不安。

### (6) 地域の人材について

- 地域のコミュニティの中で担い手不足が否めない。ボランティア、地域福祉、自治体活動を行う方がどうしても高齢者になり、若者のリーダー不足が否めない。
- 町内会の役員、長寿会役員をしている人の後継者不足が課題となっている。

### (7) 地域のつながりについて

- 地域活動を推進していく上で高齢者ばかりを対象としているとなかなか発展がない。若い方々を呼び込まなくてはならない。



- 若者が地域に関心をもてるようにする仕組みづくりを考えなければならない。だれでも気軽に立ち寄れて地域のことを考えられる場等があればよい。
- 地域のつながりは強いと思うが、高齢者が多く、住民同士で支えきれなくなっている。
- マンション居住者の中には、地域とのつながりの少ない居住者が増えている。

## (8) ボランティア関連

- 地域ボランティアの基盤ができていない。地域行事や見守り活動などボランティアをする人が高齢者ばかりになっている。
- 支える側のボランティアに対する意識が低く感じる。特に認知症・精神障害に対して意識を変えることが難しい。特に若い人は自分が生きて行くことに精一杯で人の世話にまで手が回らず、ゆとりがない。
- ボランティアとは、行政と福祉を必要とする方とをつなぐ位置にいると考えるが、具体的には何をすればよいかよく分からない。

## (9) 複合的な問題について

- 30年前からパラサイトシングルが身の回りで目立っている。
- ダブルケアについてもっと知りたい。
- 今後、ダブルケアの問題が増えるのではないかと心配している。親だけでなく子供の精神ケアも必要だと思うので、どちらも話を聞ける人材が必要だと思う。

## (10) 行政関係

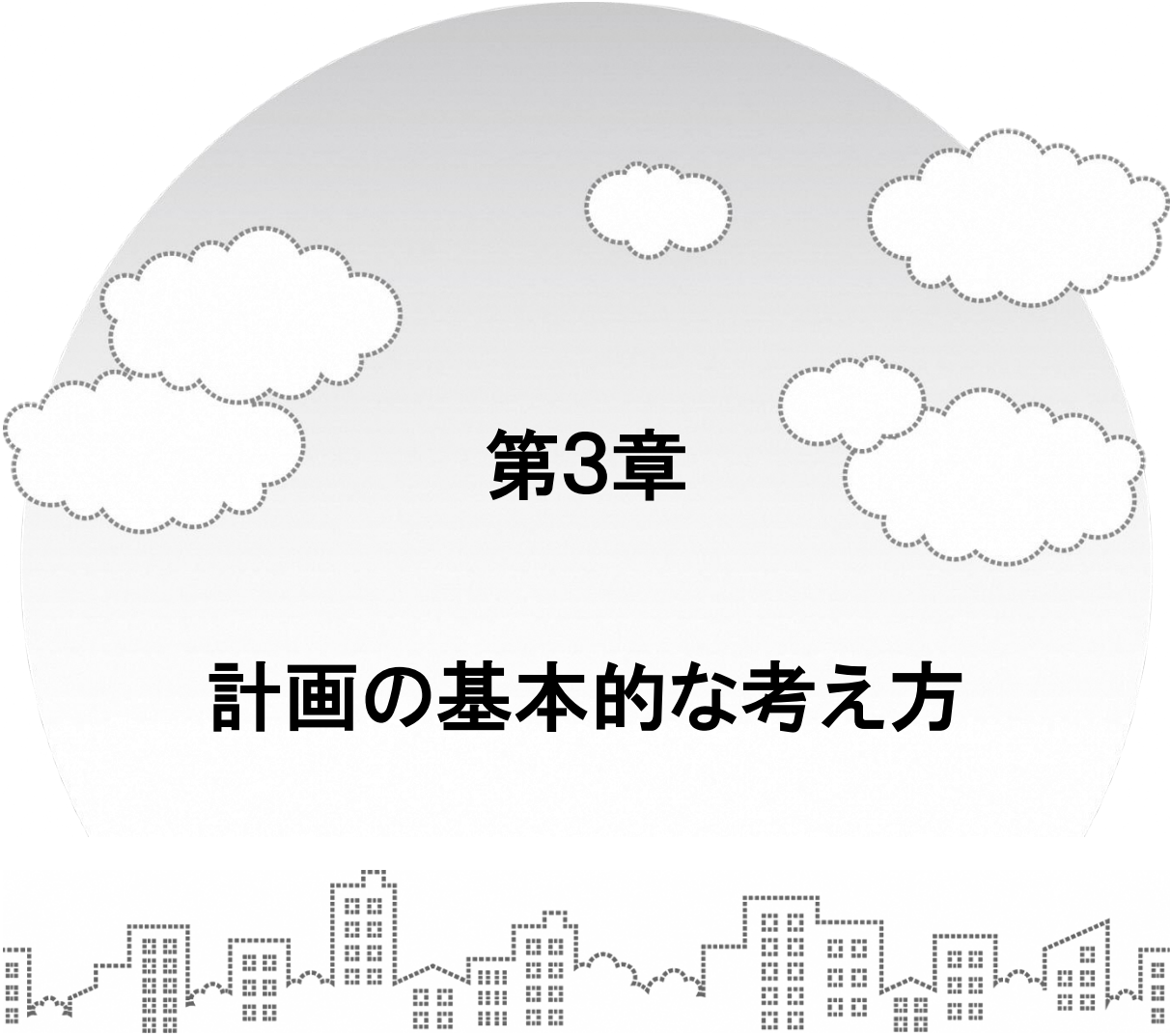
- 行政の窓口を整理してもっと簡素化してほしい。
- 縦割り行政を見直し、横割りの組織体制にしてほしい。また、窓口を一本化してほしい。
- 災害時の対策や地域の見守り活動をするために要援護者等の情報が必要だが、個人情報保護の関係で必要な情報がもらえない。個人情報の取り扱いをもう少し緩和してほしい。



## 7 統計資料・アンケート調査・地域懇談会から見えてきたもの

本市の統計資料や2つのアンケート調査結果、地域懇談会における意見等を踏まえて、現在の地域福祉を取り巻く状況から見えてきたものをまとめました。

- 人口の減少が始まる中、核家族化等による世帯数や高齢化率が増加してきており、今後もさらに増え続けることが見込まれる。また、高齢者、障害者、生活困窮者など支援を必要とする人々が増加してきており、地域活動やボランティアなど支援する側の体制の充実や、地域における支え合いが必要である。
- 高齢者数の増加等により「除雪や屋根雪下ろし」「買い物代行」「見守りや安否確認」等のニーズが高まっているため、フォーマルサービス・インフォーマルサービス・営利活動等に加え、地域での支え合いの中で解決していく必要がある。
- ボランティア活動に取り組む人材が不足しているため、高齢者の積極活用を含むマンパワー確保策を検討する必要がある。
- 近所付き合いがほとんどない割合が1割程度となっているため、防犯や災害時の対応を含めて、地域における日頃の交流を促進する必要がある。
- 地域活動関係者は「支援を必要とする人などの情報が得にくい」「市民に情報提供する場や機会が少ない」「地域ボランティアの支援が十分に浸透されていない、地域に根ざした活動の必要性がある」等、活動する中で不便さを感じているため、情報共有体制や情報発信に加え、福祉関係団体等への支援のあり方を見直す必要がある。
- 成年後見制度等の認知度が低いため、権利擁護に関する情報発信を積極的に行い、認知度を高めていく必要がある。
- ダブルケア経験者は1割強となっているため、市関係各課の連携や関係機関等のネットワークの強化等が求められる。
- 高齢者の社会参加や生きがいづくりの取組を推進し、介護予防・健康づくり・ボランティア活動・就労の機運を醸成する必要がある。
- 地域住民の高齢化が進展している地域もあり、地域活動を活発に行えない地域もある。
- 要援護者等の取組において、個人情報保護の観点から情報共有が困難な面がある。
- 若者目線を施策に取組み、若者の地域活動への積極的な参加を促進する必要がある。



## 第3章

# 計画の基本的な考え方



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 地域共生社会の実現について

地域共生社会の実現に向けた検討を行うため、国では2016年度に『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部、「地域力強化検討会」等を設置し、その検討結果を受けて当面の改革工程を示しています。

当面の改革工程で示された市町村における体制整備のイメージは、「住民に身近な圏域」での体制整備として、①他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要、②「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場を設けることとしています。

また、市町村における包括的な相談支援体制の整備として、③協働の中核を担う機能が必要としています。

#### ■「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）の抜粋

##### 1. 地域課題の解決力の強化

○「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組、「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちでの活動、「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる地域づくりを支援する、『他人事』を『我が事』に変えていくような働きかけを通じて、住民が、主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制を構築していく。

○同時に、住民に身近な圏域において、各福祉制度に基づく相談機関や、社会福祉協議会、社会福祉法人や NPO 法人、住民を主体とする活動団体などが、相互に連携しながら、専門分野だけではなく、地域の住民が抱える課題について、分野を超え『丸ごと』の相談を受け止める場を設けていく。

○本人に寄り添いながら生活全般に対する包括的な支援を行うという生活困窮者自立支援制度の理念を普遍化し、住民に身近な圏域で明らかになった課題、特に、多様・複合的な課題について、福祉分野だけでなく、保健・医療、権利擁護、雇用・就労、産業、教育、住まいなどに関する多機関が連携し、市町村等の広域で解決を図る体制を確保する。住民に身近な圏域における『丸ごと』の相談体制と緊密に連携することにより、すべての住民を対象とする包括的相談支援体制を構築する。

##### 3. 地域を基盤とする包括的支援の強化

○地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、障害者や子どもなど生活上の困難を抱える方が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現する。





## 2 計画の基本理念

地域のコミュニティ機能の低下が進む中、地域力の復元・強化に努めるとともに、地域を越えた市民の新しいつながり（市民力）を促進する必要があります。また、市民と行政が社会的課題等の解決に向けて連携・協力する活動や、市民による広域的な活動など民間活力を活かした協働によるまちづくりが求められています。

まちづくりの目標としては、市民協働による共生社会づくりを進めるとともに、地域コミュニティを強化し、“安らぎのある（安心・安全な）まちづくり”を進めます。また、「わがまち富山」に対して愛着や誇りを抱くシビックプライドの醸成に努めます。

### 基本理念

**誰もが住み慣れた地域で安心して  
暮らし続けられるまちをめざして**

## 3 施策の基本目標

本計画の基本理念「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちをめざして」を実現するため、4つの基本目標を掲げて、様々な施策を推進します。

### 基本目標Ⅰ 市民協働による共生社会づくり

人口減少と少子高齢化が進行する中であって、高齢者の単身世帯や高齢夫婦のみの世帯、ひとり親家庭等の世帯が増加してきており、地域コミュニティの衰退が懸念されることから、地域内における住民同士のつながりだけでなく、世代や地域を超えた多様な人と人とのつながりの強化も重要となっています。

こうしたことから、自助・互助・共助の取組を推進し、公益サービス提供の役割を担う市民団体の活動を支援するなど、自助・互助・共助・公助の連携によって、さまざまな地域課題に取り組むことが必要となっています。

### 基本目標Ⅱ 福祉サービス基盤の強化

本計画は他の福祉分野別計画の上位計画として、整合性を図り一体的に推進していくものです。地域には支援を必要とする様々な人が暮らししており、こうした人々が安心して暮らし続けられるためには、住みよい環境をつくるとともに、福祉施策を充実させていくことが必要です。福祉サービスの量的確保のみならず、サービスの質の向上を図ります。



また、経済的に困窮している人、社会的に孤立している人、判断能力が十分でない人の権利擁護を推進します。

### **基本目標Ⅲ 安心・安全で暮らしやすい地域づくり**

---

---

住民組織等での対応が難しい課題の解決が図られるよう、行政・専門機関による相談支援体制を整えるとともに、制度の狭間等の課題に対応する包括的な支援体制の構築に向けて今後検討を進めていきます。

このような取組を通して、高齢者や障害のある方などを含む、市民の誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるように、生活環境の整備を進めていきます。また、災害時に備えた地域での支え合いの取組を推進していきます。

### **基本目標Ⅳ 市民の誇りづくり**

---

---

本市が有する多様な歴史や文化の魅力をさらに引き出すことで、共感や信頼など、富山市の価値を高める（ブランディング）ことや、本市の認知度を総合的・戦略的に高める取組（シティプロモーション）を推進するとともに、市民一人ひとりが本市に対して抱く愛着や誇り、自負心（シビックプライド）を醸成することが必要です。

このような取組を通して、地域におけるコミュニティの強化や市民協働のまちづくりを進めます。



## 4 重点的に取り組む事項

本計画の基本理念「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちをめざして」を実現するため、以下の5つの重点施策を設定しました。

### 重点項目1 地域づくりの推進

---

---

これからの地域づくりは、地域住民が地域の問題・課題を共有し、住民相互の理解と交流を深めることができるように、地域での交流を通じて顔の見える関係づくりを行っていくことが必要とされます。地域での交流事業や居場所づくりなどへの支援を行い、高齢者や障害者など、孤立しやすい住民も地域社会との接点を築くことができるような取組を推進し、さらには住民自らが交流の場を創出できるような体制づくりを目指していきます。

### 重点項目2 ささえあい意識の醸成

---

---

地域においてネットワーク活動を実践するには、地域住民の参加が不可欠であり、福祉関係団体などに対してネットワーク活動の意義、必要性を十分に理解してもらい、地域ぐるみでの活動として取り組めるような体制をつくるとともにその意識を醸成していきます。

### 重点項目3 一人ひとりが尊重される社会づくり

---

---

地域における生活を継続するためには、自助・互助・共助等の取組が必要となります。子ども・子育て支援制度・障害福祉制度・介護保険・高齢者福祉制度・生活困窮支援等の福祉サービス基盤の強化を図るだけでなく、自治振興会をはじめ地域活動を行う各関係団体における支援活動やセルフマネジメントとしての健康づくり・介護予防等にも積極的に取り組み、一人ひとりが尊重される社会を目指していきます。

### 重点項目4 相談体制の充実

---

---

少子高齢化が進行する中であって、家族構成やライフスタイルも複雑化してきています。また、問題を解決できない困難事例の多くは、問題が分野横断的かつ複合的に発生して解決することを複雑化させています。インターネットやスマートフォンの普及により情報を容易に入手でき、自助の段階で解決できる問題も増えた半面、地域社会とのつながりが希薄化し、孤立化してしまう方もいることから、各分野の相談窓口の情報発信を継続して行うとともに、複合的な問題に対する解決策については、関係各課や関係団体との連携強化により、適切な相談支援体制を構築していきます。



## 重点項目5 地域共生社会の実現

---

重点施策の1～4の実践を通して、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」としてとらえ、人とひと、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながる取組を通して、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを大切に、地域をともに築く社会である地域共生社会の実現を目指していきます。



## 5 施策体系図

誰もが住み慣れた地域で安心して  
暮らし続けられるまちをめざして

### 基本目標Ⅰ 市民協働による共生社会づくり

#### 1 市民主体のまちづくり

##### 1 ボランティア活動の推進

- ① ボランティア情報の提供
- ② ボランティアの育成と支援
- ③ 高齢者パワーの活用
- ④ 地域組織の活用
- ⑤ 企業のボランティア活動の促進
- ⑥ 市ボランティアセンターの充実

##### 2 支援体制の充実

- ① 民生委員・児童委員等への活動支援
- ② 地域を支えるボランティアの拡充
- ③ 小学校区や地域包括支援センターを単位としたネットワークづくり

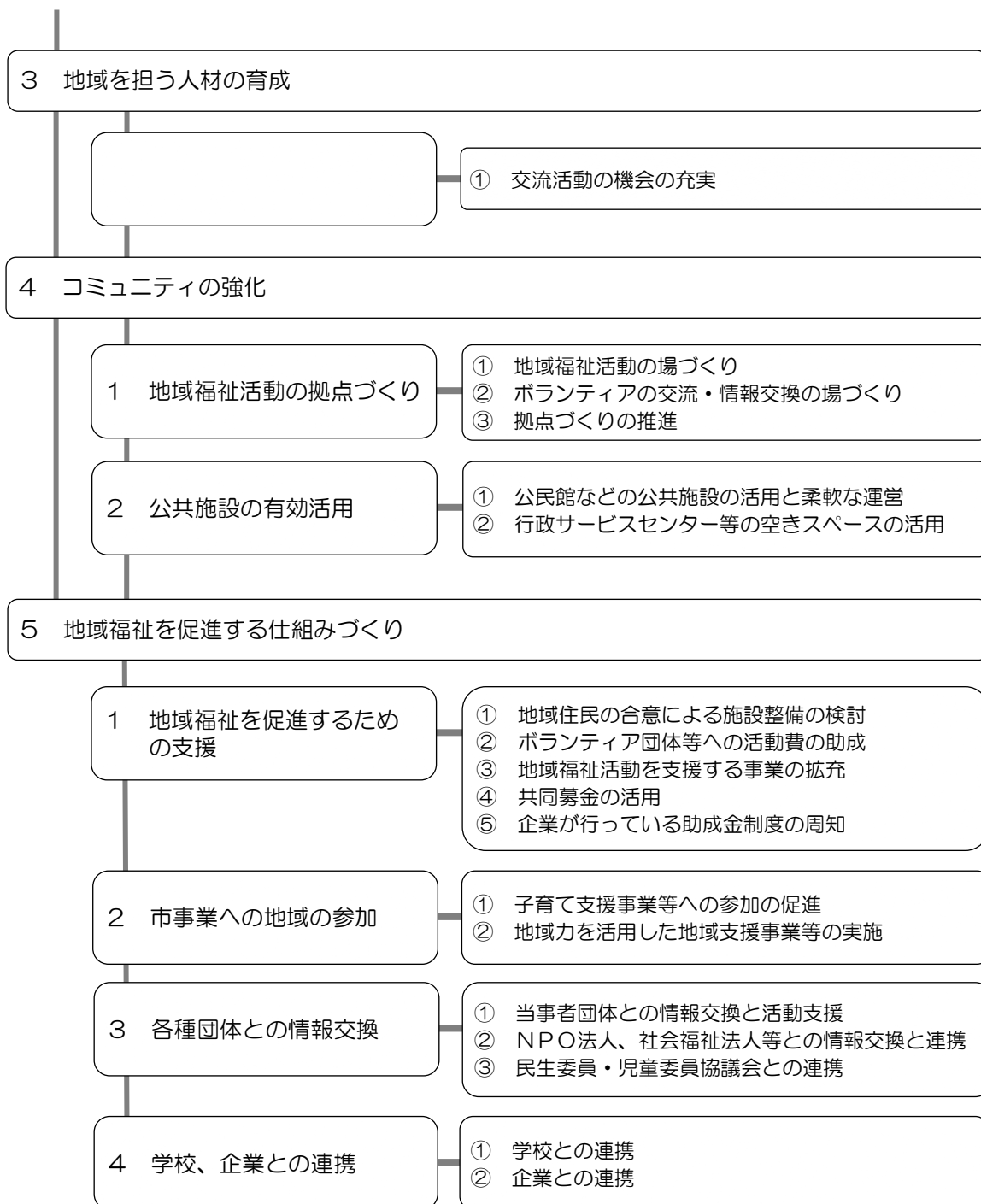
#### 2 一人ひとりが尊重される地域社会づくり

##### 1 一人ひとりの人権意識の啓発

- ① 一人ひとりの個性と創造性を尊重する地域社会づくり
- ② 女性の活躍推進
- ③ 自然災害や犯罪被害者等への対応

##### 2 再犯防止推進体制の整備

- ① 保護司との連携強化と多機関連
- ② 更生保護活動への支援
- ③ 民間協力者や関係団体の活動への支援
- ④ 広報・啓発活動の推進





## 基本目標Ⅱ 福祉サービス基盤の強化

### 1 福祉サービスの適切な利用の促進

1 福祉サービスの利用に関する情報提供

- ① 市民への情報提供の充実
- ② 関係機関・団体への情報提供
- ③ サービス利用に結びついていない要援護者への対応

2 総合相談体制の充実

- ① 相談機関の充実
- ② 相談員等のレベルアップ

3 権利の擁護

- ① 日常生活自立支援事業の推進
- ② 虐待の早期発見とネットワークの確立

4 成年後見制度の利用促進体制の整備

- ① 成年後見制度の普及
- ② 地域連携ネットワークづくり

5 福祉サービスの質の確保

- ① 苦情への対応
- ② 情報開示の標準化

### 2 サービス提供事業者への支援

- ① 地域福祉活動計画の策定
- ② 事業者の参入を促進する情報提供の充実
- ③ 公募による事業者の採用
- ④ 指定管理制度の導入
- ⑤ 市事業の見直し



基本目標Ⅲ 安心・安全で暮らしやすい地域づくり

1 地域福祉活動を通じた新しいコミュニティの創造



- ① 地域での交流促進
- ② 地域の福祉課題の共有
- ③ 住民参画型のまちづくりの推進
- ④ 地域づくりの基盤強化
- ⑤ 多様性を認め合う社会の実現

2 地域の見守り、問題発見体制づくりの推進



- ① 地域のささえあい意識の向上
- ② 福祉推進員の充実
- ③ 情報の共有化
- ④ 地域の見守りネットワークの整備
- ⑤ 地域における福祉活動の把握・調整

3 地域の子育て支援、地域包括ケア体制の推進

1 サロン活動等の充実

- ① 住民による子育てサロンの開催
- ② 地域ぐるみの子育て支援
- ③ ふれあいいきいきサロン等の拡充

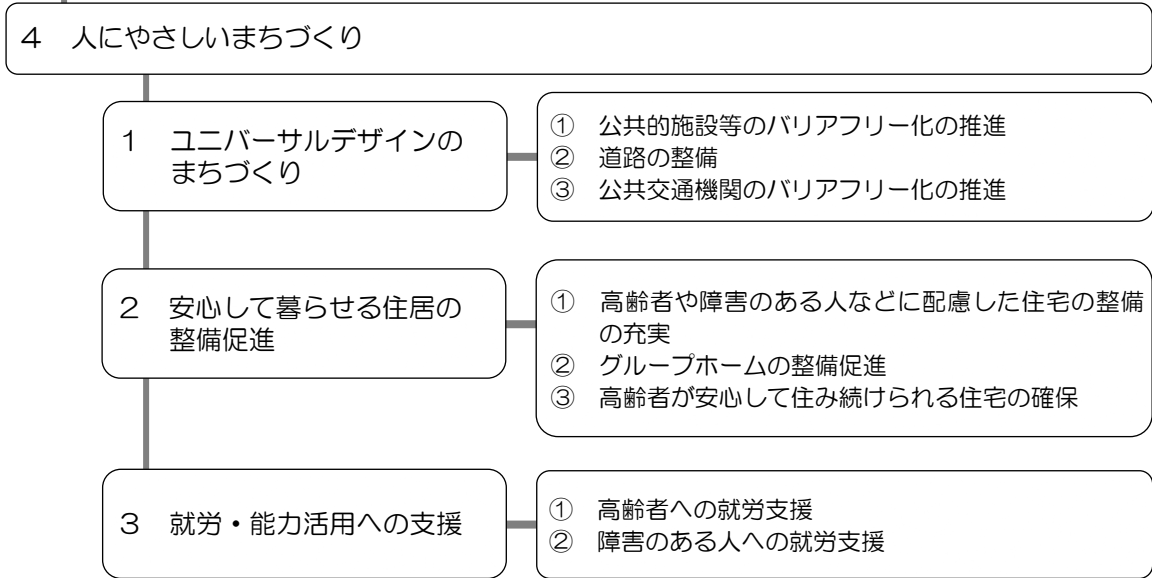
2 地域の交流の促進

- ① 世代間交流の拡充
- ② 福祉関係施設と地域住民との交流

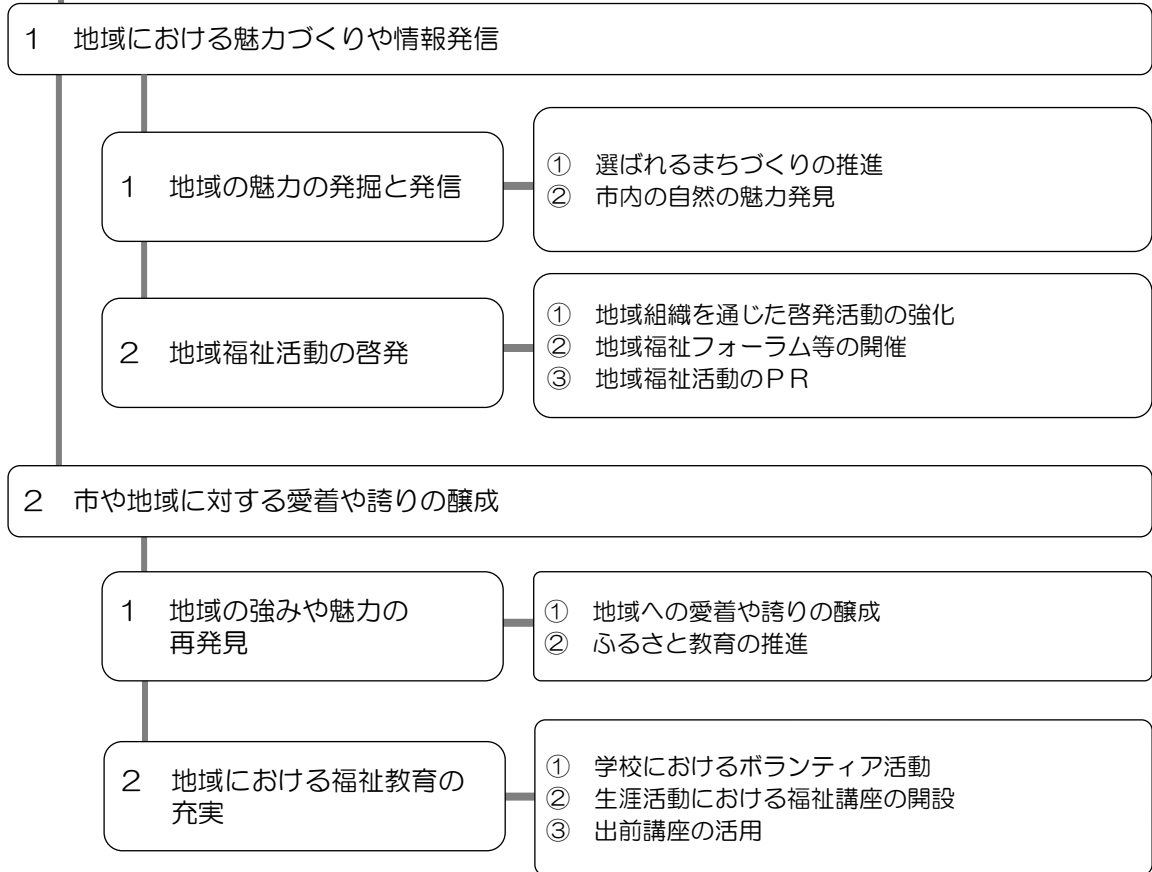
3 地域包括ケア体制の推進


- ① 介護予防推進体制の強化
- ② 地域ぐるみの介護予防の推進
- ③ 認知症の知識の普及・啓発
- ④ 認知症ケア体制の整備
- ⑤ 在宅医療と介護の連携推進
- ⑥ 複合問題への対応
- ⑦ 障害者の地域生活への支援
- ⑧ ひとり親家庭の自立支援
- ⑨ 生活困窮者支援の推進





基本目標Ⅳ 市民の誇りづくり





## 第4章

# 地域福祉の施策展開





## 第4章 地域福祉の施策展開

地域福祉の施策の展開にあたっては、4つの基本目標ごとにそれぞれ基本施策を掲げ、本計画の基本理念である「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちをめざして」いきます。

### 基本目標Ⅰ 市民協働による共生社会づくり

#### 1 市民主体のまちづくり

##### めざす方向

市民が主体となるまちづくりを推進するため、ボランティア情報の提供の他、自治振興会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会等の地域組織によるボランティア等活動促進のための支援を行うとともに、それらの地域資源を有効活用していきます。

また、ボランティア育成のための養成講座の開催や各グループ間の交流を深めるための機会を設け、ボランティアサポーターやグループが地域で活躍しやすい環境を整備するとともに、市・関係団体・市民が一体となって、地域が抱える問題に取り組んでいきます。

##### 現状・課題

- 人口減少と少子高齢化が進行する中であって、高齢者の単身世帯や高齢夫婦のみの世帯、ひとり親家庭等の世帯が増加しており、地域コミュニティの衰退が懸念されることから、地域内における住民同士のつながりだけでなく、世代や分野を越えた多様な人と人とのつながりの強化も重要となっています。
- 自助・互助・共助・の取組を促進し、公益サービス提供の役割を担う市民団体の活動を支援するなど、自助・互助・共助・公助の連携によって、さまざまな地域課題に取り組むことが必要となっています。

また、市民主体のまちづくりの推進にあたっては、広報紙やインターネット、報道機関などにより市政情報を積極的に発信していくことで市民との情報の共有を図るとともに、意見交換の場を創出していくことも求められます。



## 取組 1 ボランティア活動の推進

---

### 取組内容等

#### ① ボランティア情報の提供

市の広報紙「広報とやま」や市ボランティアセンターの情報紙「ボランティア情報」等を通じて、市民にボランティア活動に関する情報を提供します。また、新聞、テレビ、ラジオ、市社会福祉協議会・市ボランティアセンターのホームページなどにより、必要な時に、ボランティアに関する情報を得られるよう努めます。

#### ② ボランティアの育成と支援

市ボランティアセンターでは、ボランティア育成のため、ボランティア養成講座を開催しています。講座内容の充実のため、講義中心の講座にワークショップや現在活動しているボランティアグループとの交流の場を取り入れるなどして、広くボランティアの必要性や楽しみを感じてもらえるよう努めます。

また、市社会福祉協議会・市は、より多くの地域に活動が広まり、多くの住民の参加が得られるよう、さまざまな機会を捉えて地域への働きかけ、立ち上げのためのノウハウの提供等の支援を行っていきます。

#### ③ 高齢者パワーの活用

シニア世代の生きがいづくりとしてボランティア活動に参加することは重要なことと考えられます。高齢者が、地域福祉の担い手としてその力を発揮できる環境づくりを推進していきます。

#### ④ 地域組織の活用

自治振興会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、老人クラブなどの地域組織は、地域福祉活動において、大きな役割を果たしています。また、独自に活動しているボランティアグループが、地域の協力を得ることによって、活動がよりスムーズに、あるいは、より大きくなる可能性があります。地域組織は地域福祉活動を支える非常に大きな資源の一つであることから、活動しやすい環境の整備や必要な支援に努めます。

#### ⑤ 企業のボランティア活動の促進

企業や事業主などに対し、社会貢献への理解を深める働きかけや、ボランティア活動への参加を支援していきます。また、市職員など公務員が積極的に地域活動やボランティア活動へ参加するよう呼びかけます。



## ⑥ 市ボランティアセンターの充実

市ボランティアセンターは、ボランティアに関する相談に円滑に対応できるよう、ニーズの把握やボランティアサポーター、企業、社会福祉施設、NPO法人等の関係団体との関係づくりに努めるとともに、ボランティアサポーターと連携して、校下や町内単位でのボランティア普及・啓発活動を進めます。

## 取組2 支援体制の充実

---

市や市社会福祉協議会等の委嘱や依頼により、地域において要援護者等の支援を行っている人たち（民生委員・児童委員、福祉推進員、高齢福祉推進員、保健推進員、食生活改善推進員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、メンタルヘルスサポーター、地域包括支援センター相談協力員、介護相談員等）が、それぞれの役割を認識して、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

### 取組内容等

#### ① 民生委員・児童委員等への活動支援

地域福祉活動の重要な担い手である民生委員・児童委員及び主任児童委員に対する研修内容の充実や必要な情報提供に努め、活動しやすい環境づくりに取り組みます。

#### ② 地域を支えるボランティアの拡充

地域では福祉推進員や高齢福祉推進員など多くのボランティアが活動されており、民生委員・児童委員や自治振興会などと協力しながら、地域の福祉問題の発見・解決に向けた役割を担っています。その役割を地域住民へ周知するとともに、活動に対する支援や配置・体制の充実に努めます。

#### ③ 小学校区や地域包括支援センターを単位としたネットワークづくり

地域における連携を図るため、市社会福祉協議会の支援のもと、地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会が中心となって、小学校区や地域包括支援センターの担当区域を単位としたネットワークづくりに取り組みます。



## 2 一人ひとりが尊重される地域社会づくり

### めざす方向

市民一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重される地域社会の実現のため、ハンディキャップを持つ人やシングルマザー、配偶者からの暴力（DV）を受けている人、犯罪被害者等特別な支援を必要とする人たちに対して支援するとともに、男女共同参画の社会を目指していきます。

また、犯罪や非行をした人が自らの罪を悔い改め、社会に戻った後、再び罪を犯さないように「再犯防止対策」の取組も新たに推進していきます。

### 現状・課題

- 一人ひとりが個性と能力を發揮できる基盤づくりのため、あらゆる生活の場面で、互いに個性を認め合い、人権を尊重する社会を築いていく必要があります。
  - とりわけ、スマートフォンやタブレット端末の普及に伴い、インターネット上の掲示板やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用した、いじめや誹謗・中傷などの人権侵害などが顕在化しています。老若男女を問わず、誰もが加害者にも被害者にもなり得る社会であることを自覚し、人権教育や啓発を一層推進するとともに、すべての人が尊重される地域社会づくりを目指していくことが必要です。
- また、本市は女性の正規雇用率や有業率が全国的に見て高いものの、管理職比率は低い状況にあることから、能力や適性に応じた管理職への登用など、男女の区別なく、誰もが個性と能力を十分に發揮し、生きがいを持って働くことのできる環境を整えることが重要です。

### 取組1 一人ひとりの人権意識の啓発

#### 取組内容等

#### ① 一人ひとりの個性と創造性を尊重する地域社会づくり

市民一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重される地域社会の実現のため、人権意識の啓発に努めます。

また、男性と女性が、互いの個性を尊重することで、男女共同参画の意識の浸透を図ります。

さらに、ハンディキャップのある人が安心して暮らしていける社会づくりのため、障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域でいきいきと暮らしていける社会を目指すノーマライゼーション理念の普及に努めるとともに、援護が必要な人の支援を行います。



## ② 女性の活躍推進

男女が共に育児休業や介護休業を取得しやすい職場環境づくりを促進し、仕事と家庭生活等の両立（ワーク・ライフ・バランス）を支援します。特に、男性が積極的に家事等に参画するための意識啓発や、生活スタイルの向上のための学習機会の提供などを通じて、あらゆる世代の女性が、その個性と能力を十分に発揮し、いきいきと働ける社会の実現を目指します。また、シングルマザーに対する就業支援策や子育て支援策などを総合的に提供するとともに、各種審議会等委員への女性の積極的な登用に努めます。

## ③ 自然災害や犯罪被害者等への対応

配偶者等からの暴力（DV）に対し、関係機関と連携し、相談体制の強化に努めるとともに、DV根絶のための意識づくりを推進します。

そのほか、自然災害や事故、犯罪や虐待などによる被害者やその家族を支援するため、関係機関と連携し、救済制度などの広報に努めるとともに、相談機能の充実を図ります。

## 取組2 再犯防止推進体制の整備

平成14年の刑法犯認知率は戦後最悪の285万件に達し、政府は犯罪に強い社会の実現のために行動計画を策定し、犯罪防止に取り組んだ結果、平成28年には戦後最小の約100万件にまで減少させることができました。一方で、検挙者に占める再犯率の割合は上昇しており、約50%を占めるに至っています。更なる安心・安全を確保するため、再犯を防止する取組が重要となってきています。こうした中、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年12月）が成立し、「地方公共団体が、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じ、必要な施策を策定・実施する責務を有する」ことが法律上明記されました。

本市においても、再犯防止に関する施策を推進し、安心して安全な地域社会の実現に向けて取り組んでいきます。

### 取組内容等

#### ① 保護司との連携強化と多機関連携

保護司は犯罪をした者の改善及び更生を助けることを目的に、保護観察・生活環境の調整・犯罪予防活動等の再犯防止における重要な役割を担っています。本市においても、保護司との情報共有や連携を強化するとともに、県・警察・教育委員会をはじめ、矯正施設や保護観察所、地域生活定着支援センターなど国の関係施設・団体との多機関連携を図っていきます。



## ② 更生保護活動への支援

保護司・保護司会が更生保護活動を行う更生保護サポートセンターの設置にあたっては、富山市総合社会福祉センターの施設・設備の提供等による保護司の処遇活動を支援するとともに、自宅以外の保護観察対象者との面接場所として市施設の相談室等の提供を行っていきます。

## ③ 民間協力者や関係団体の活動への支援

地域における再犯防止の推進には、保護司のほか、犯罪をした者の社会復帰を支援する更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティア、更生保護事業協会など、再犯防止に携わる多くの民間ボランティア団体や更生保護法人等の活動に支えられていることから、その活動に対する支援や連携を図っていきます。

## ④ 広報・啓発活動の推進

再犯防止の啓発活動の一環として、「社会を明るくする運動」に取り組んでおり、街頭啓発活動への協力のほか、広報紙への掲載や懸垂幕の掲示など、再犯の防止に関する広報啓発活動を実施していきます。

# 3 地域を担う人材の育成

## めざす方向

自らが市政の担い手であり、地域の担い手であるという意識を市民一人ひとりが持てるよう、様々な機会を捉えて市政への参画や地域づくりへの参加を促進していきます。

## 現状・課題

- 物の豊かさから、精神的な満足感や心の豊かさを重視する考え方へと価値観や行動様式が変化する中で、一人ひとりが、より主体的に考え、行動できるよう、市民の学習や地域活動に対する支援、例えば、多様な年代の人々がそれぞれの強みを生かして活躍するための場の整備やさまざまな活動機会の充実などが求められています。
- 特に地域の課題に中心的に取り組むリーダーやコミュニティの担い手など、地域を支える多様な人材の確保・育成、さらには、高齢者や女性等全ての世代や立場の方々の活躍の推進が求められます。





### 取組内容等

#### ① 交流活動の機会の充実

地域の特徴ある文化や歴史などに関心を持つことで、地域に対する愛着や誇りを高めるとともに、自ら主体的に地域の身近な課題の解決に取り組んでいけるような環境づくりを推進し、地域リーダーの発掘や育成などに努めます。

また、地域内における住民同士のつながりだけでなく、さまざまな情報交換や交流の場を提供することにより、世代や地域を越えた多様な人と人とのつながりを生み出すことに努めます。

## 4 コミュニティの強化

### めざす方向

小学校区を基本的な単位としつつ、都市部や農山村部の地域的な特性に応じて、柔軟にコミュニティを形成・維持をしていくとともに、コミュニティの強化のため活動の場づくりやその拠点づくり、交流・情報交換の場づくり等を推進していきます。

### 現状・課題

- 本市では、これまで主に小学校区を単位としてコミュニティが形成されてきましたが、都市部では、都市化の進展や生活様式の多様化などにより、従来の地域社会における連帯意識や地域への愛着心の希薄化が心配され、農山村部では過疎化・高齢化により、従来のような強固なコミュニティの維持を図ることは難しくなると予想されます。
- コミュニティの強化には、市民が自らのまちを魅力ある地域にしようと行動することや、福祉をはじめとするさまざまな分野で積極的に活動を行うことが重要であることから、コミュニティ意識の高揚や、市民のまちづくりに対する積極的な参画意識を育むことに努めるとともに、地域におけるさまざまな活動を支援していくことが必要となっています。
- 地域住民やボランティア活動団体等が地域福祉活動を行う場合、活動拠点の確保や維持が必要不可欠となります。公民館や行政サービスセンター等の施設も含め、既存施設の改修や新規整備を検討する必要があります。



## 取組 1 地域福祉活動の拠点づくり

---

### 取組内容等

#### ① 地域福祉活動の場づくり

既存施設や空き店舗などを活用した地域住民の運営による地域福祉活動の場づくりを推進していきます。地域福祉活動の場は、あくまで住民の意思を尊重し、住民の要望に応じて整備し、住民の運営（ボランティア、NPO法人を含む）によることを基本とします。

#### ② ボランティアの交流・情報交換の場づくり

ボランティアは活動範囲（県域、市域、校下・町内など）や分野等が多岐にわたっていることから他のボランティア活動状況を知り、ボランティア同士がつながるきっかけを作るとともに情報共有・情報交換の場づくりを推進していきます。

#### ③ 拠点づくりの推進

高齢者、障害のある人、子育て中の家族等が気軽に集える場や、それらの人を含めた地域住民の誰もが集える場づくりに努めます。

## 取組 2 公共施設の有効活用

---

本市には、公民館などの公共施設、少子化や合併などの社会情勢の変化により使われなくなった公共施設の空き部屋などがあり、これらを地域福祉のために有効活用していきます。

### 取組内容等

#### ① 公民館などの公共施設の活用と柔軟な運営

各地区ふるさとづくり推進協議会と連携し、地域住民の連帯感を深めるための事業の実施を推進します。

#### ② 行政サービスセンター等の空きスペースの活用

行政サービスセンター等の公共施設には使用していないスペースがあります。これらを地域住民の福祉の向上のために活用できないか検討を進めます。

## 5 地域福祉を促進する仕組みづくり

### めざす方向

地域福祉の当事者は地域住民ですが、その活動やグループづくりを促進し、支援していくことは行政にも求められます。国、県の制度の活用はもちろん、それにとらわれず市独自の仕組みや支援を市民と行政の協働という視点で検討していきます。

### 現状・課題

- 地域活動を行うにあたり、その活動資金を確保していく必要があります。ボランティア団体等への活動費助成や企業からの助成制度の情報を広く周知するとともに、共同募金等も活用しながら地域福祉活動に携わる団体への支援を行うことが必要とされます。

### 取組1 地域福祉を促進するための支援

---

#### 取組内容等

- ① 地域住民の合意による施設整備の検討  
地域福祉活動の拠点づくりにあたり、公民館や行政サービスセンターなどの既存施設の改修等が必要な場合には、地域住民の意見を聞くとともに、地域が一定の要件を満たした場合に、市は施設の必要性等を判断し、整備を検討していきます。
- ② ボランティア団体等への活動費の助成  
市社会福祉協議会では、ボランティア団体や福祉団体等に対して、活動助成金を交付しています。今後は、活動内容に応じてより効果的な助成について検討し、地域福祉活動の推進を図ります。
- ③ 地域福祉活動を支援する事業の拡充  
障害のある人、高齢者、乳幼児等を対象とした地域福祉活動についての支援事業の拡充を図ります。
- ④ 共同募金の活用  
共同募金は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援する「じぶんの町を良くするしくみ。」として取り組んでいます。地域課題の解決のための新たな活動や仕組みを構築し、誰もが支え・支えられる地域づくりを目指します。



⑤ 企業が行っている助成金制度の周知

企業がボランティア団体やNPO法人等に対して行っている助成金制度を広く周知し、活動の活性化やNPO法人等の基盤強化を支援します。

**取組 2 市事業への地域の参加**

---

**取組内容等**

① 子育て支援事業等への参加の促進

子育てサロン、児童館親子サークルなど、地域で実施する事業への住民の参加を促進していきます。また、市の子育て支援事業がより地域のニーズに即した利用しやすいものとなるよう、事業の拡充、新規事業の実施にあたっては、ボランティア、NPO法人等多様な主体が参画し、支援が必要な人に対し、地域全体で支える体制づくりを進めます。

② 地域力を活用した地域支援事業等の実施

介護予防サービス等を提供する地域支援事業や障害のある人の地域生活支援事業などについて、ボランティアなど多様な主体の参画を検討していきます。

**取組 3 各種団体との情報交換**

---

**取組内容等**

① 当事者団体との情報交換と活動支援

障害のある人とその家族、認知症の人とその家族、ひとり親家庭等の団体等と情報交換を行い、市の施策に反映していくとともに、団体等の活動への支援を行います。また、地域の理解や協力が必要な内容については、地域課題についての共通認識をもつことができるよう、必要に応じて関係団体等に情報を伝えていきます。

② NPO法人、社会福祉法人等との情報交換と連携

市及び市社会福祉協議会は、ボランティア、NPO法人、社会福祉法人等との情報交換を密にし、地域に必要な福祉サービスの推進を図っていきます。また、富山市社会福祉法人連絡協議会の活動についても支援を行っています。



### ③ 民生委員・児童委員協議会との連携

地域福祉の担い手として、地域の身近な相談役や地域と行政とのつなぎ役である民生委員・児童委員の組織力を強化できるよう市民生委員・児童委員協議会への支援に努め、情報交換や連携を強化していきます。

## 取組4 学校、企業との連携

---

### 取組内容等

#### ① 学校との連携

市内の小学校・中学校等では、老人ホームでの介護体験、幼稚園・保育園での保育体験、障害者施設での交流等を行っています。今後さらに、学校、地域が協力して、子どもを含めた地域での福祉活動を推進していきます。また、市内の大学、短期大学、専修学校等の学生に対してボランティア活動への参加を働きかけていきます。

#### ② 企業との連携

多くの企業が社会貢献活動を行っています。特に、子育て支援については、企業に次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が義務付けられ、積極的な取り組みが期待されます。計画の内容の一つとして「子ども・子育てに関する地域貢献活動」があり、これらの取組みを進めるにあたって、企業、地域、ボランティア、NPO法人等が連携できるよう支援していきます。



## 基本目標Ⅱ 福祉サービス基盤の強化

### 1 福祉サービスの適切な利用の促進

#### めざす方向

地域における福祉ニーズは多様化しており、それに伴い福祉活動も多種、多様化してきており、福祉サービスを利用したい人が利用したいサービスを自ら選択できる情報がある、あるいは、利用したいサービスについて知ることができる体制をつくる必要があります。

そのため、福祉サービスを必要とする人に適切なサービスが提供されるよう、情報提供、相談体制、権利擁護等の充実を図ります。

#### 現状・課題

- 地域福祉に関するアンケート調査において、福祉に関する情報の入手方法は、「市の広報紙」(76.5%)で最も高く、次いで「町内会の回覧板」(41.2%)、「新聞、テレビ、ラジオなど」(26.2%)、「インターネットのホームページや SNS」(17.1%)となっています。市が発行する広報紙や回覧板等、マスメディアとしての新聞・テレビ・ラジオに加え、パソコン・携帯電話・スマートフォン等の電子機器の普及により、「インターネット」や「SNS」等が新たな情報入手先として表れています。こうしたことから、多様化する情報入手経路を踏まえ、市民に必要な情報提供体制を整備していくことが求められます。
- 地域福祉に関するアンケート調査において、成年後見制度の内容を知っていると回答した方は3割強で、制度の利用が必要になった場合に利用をためらう理由をみると、「制度についてよく分からない」「成年後見人等が不正をしないか心配」が3割台、「手続きの方法が分からない」「どこに相談すればよいか分からない」が2割台となっています。このため、権利擁護に関する制度自体の周知度を高める取組を推進していくことが必要とされます。
- 地域福祉に関するアンケート調査において、悩みや不安について相談したい人は、「家族」(69.6%)・「知人・友人」(38.9%)・「親族」(27.1%)等の身近な方への相談が多い一方で、「地域包括支援センター」(6.3%)・「市の相談窓口や職員」(4.5%)・「社会福祉協議会」(1.4%)・「民生・児童委員」(1.1%)と、市や関係団体への相談希望は低くなっています。また「相談できる人がいない」割合も5.4%おり、身近な方々で解決できない問題が生じた場合の総合的な相談支援体制を維持・継続するとともに、市民への情報提供体制の周知も図っていく必要があります。



## 取組1 福祉サービスの利用に関する情報提供

---

### 取組内容等

#### ① 市民への情報提供の充実

子育て支援、介護保険、障害者福祉、生きがい・健康づくりなどの福祉サービスの情報提供については、広報紙やホームページなどによる情報提供をはじめ、保健事業、各種団体の催し物や会合など、さまざまな機会を通じて情報を発信するとともに、地域における福祉活動の情報についても提供していきます。

#### ② 関係機関・団体への情報提供

福祉サービスなどの情報が行き届くよう、支援を必要とする人に直接かかわる民生委員・児童委員、介護支援専門員、地域包括支援センター、子育て世代包括支援センターなどの地域の拠点、ボランティア、NPO法人、事業者、医療機関などにも福祉情報を提供していきます。

#### ③ サービス利用に結びついていない要援護者への対応

介護サービスやその他の福祉サービスについては、サービスが周知されていない、あるいは家庭に問題があってサービス利用に結びついていない場合なども考えられます。このような要援護者にサービスが行き届くよう、さまざまなルートからサービスの周知を図ります。また、必要に応じて専門的な知識を持った相談員を派遣できるよう地域住民、民生委員・児童委員、福祉推進員、保健推進員などによる見守り体制を築いていきます。

## 取組2 総合相談体制の充実

---

### 取組内容等

#### ① 相談機関の充実

高齢者の地域における総合的な相談窓口である地域包括支援センター、子育てサークルの育成や、妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく支援を行い、不安の解消を図る子育て世代包括支援センターや子育て支援センター、乳幼児から高齢者、障害者へのサービスを一元的・包括的に提供するまちなか総合ケアセンター、地域で生活する障害のある人の社会復帰と自立、社会参加の促進を図る障害者相談支援等の活動を充実していきます。また、地域共生社会の実現に向けて地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進します。



## ② 相談員等のレベルアップ

研修等を活用し、相談・指導機関の担当者、各種相談員の相談・指導能力の向上を図ります。（高齢福祉推進員、地域相談員、保健推進員、食生活改善推進員）

## 取組3 権利の擁護

---

### 取組内容等

### ① 日常生活自立支援事業の推進

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者や障害のある人が地域で自立して暮らし続けるために、今後ますます必要性が高まると考えられることから、事業の一層の周知と生活支援員の確保を図り、利用の促進を図っていきます。

### ② 虐待の早期発見とネットワークの確立

地域住民やサービス提供事業者、医療機関等が協力して、子ども、高齢者、障害のある人に対する虐待、あるいは女性への暴力の早期発見に努めるとともに、民間団体も含め関係機関相互の連携を強化し、迅速・適切に対応していきます。

## 取組4 成年後見制度の利用促進体制の整備

---

### 取組内容等

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、市町村は国の「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案し、成年後見制度の利用促進に関する施策について基本的な計画（市町村計画）を定めるよう努めるものとされています。この項目では、市町村計画として、市における成年後見制度の利用促進に向けて、今後の方向性について示します。

国の成年後見制度利用促進基本計画のポイントは、「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」、「不正防止の徹底と利用しやすさの調和」となっています。

このうち、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」では、全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域体制の構築を目指しており、市町村において地域連携ネットワーク及び中核機関を整備することが求められています。地域連携ネットワークは、本人を後見人とともに支える「チーム」をつくり、そのチームを法律・福祉の専門団体や関係機関でつくる「協議会」が支援する体制であり、「中核機関」がその協議会を運営し、チームに対して専門的助言等の支援を確保し、地域連携ネットワーク全体の仕組みを調整するものです。





そして、地域連携ネットワーク及び中核機関には、(ア) 広報機能、(イ) 相談機能、(ウ) 成年後見制度利用促進機能、(エ) 後見人支援機能の4つの機能が段階的・計画的に整備されることが求められており、体制整備により不正防止につながることも期待されています。

市においても、国の基本計画のポイントを踏まえながら、成年後見制度の利用促進を目指して取り組んでいきます。

### ① 成年後見制度の普及

認知症高齢者や知的・精神障害のある人の権利を擁護する仕組みとして、成年後見制度が導入されています。市社会福祉協議会にとやま福祉後見サポートセンターを設置して、成年後見制度の普及啓発、後見人等の相談支援、市民後見人の養成、法人後見の受任等を行っており、引き続きとやま福祉後見サポートセンターの機能充実に努めていきます。

### ② 地域連携ネットワークづくり

とやま福祉後見サポートセンターは、中核機関の一部の機能を有していますが不足している機能もあるため、今後、市と市社会福祉協議会、家庭裁判所、専門職団体等の関係機関、関係団体と中核機関の設置・運営について検討していきます。

そして、今後、各種関係機関、関係団体との連携のあり方を検討し、地域連携ネットワークの充実を目指していきます。

### <チームの取組>

国の基本計画が示す「チーム」とは、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組みを指します。市においては、すでに地域で様々なネットワークが構築されているため、その既存のネットワークを活用し、チームで本人を見守り、支援していきます。

### <協議会の取組>

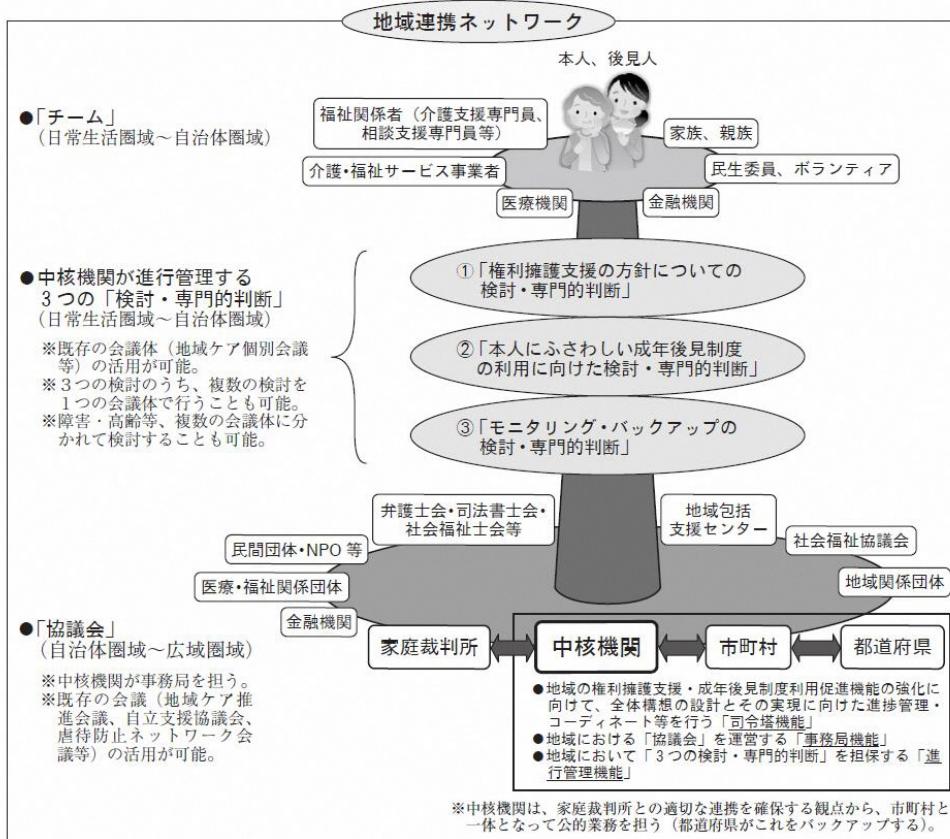
国の基本計画が示す「協議会」とは、チームに対して専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるように体制づくりを進める合議体です。専門職団体などと地域の関係者が連携し、地域課題の検討・調整・解決に向け継続的に協議する場となり、中核機関や地域連携ネットワークの活動をサポートするとともに、それらの活動のチェック機能を担います。

市では、すでに設置しているとやま福祉後見サポートセンターで定期的に行う運営委員会などが今後、協議会として活用できないか検討していきます。

そのほか、既存の高齢者施策、障害者施策の取組を通じ、関係機関や様々な専門職が連携を図りながら、権利擁護支援の必要な人の早期発見・支援、また地域において本人らしい生活継続のための支援を行っていきます。



■ 地域連携ネットワークにおける「チーム」「中核機関」「協議会」の連携イメージ



出典：成年後見制度利用促進体制整備委員会発行  
 「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」15 ページから

取組5 福祉サービスの質の確保

取組内容等

① 苦情への対応

多数のサービス提供事業者の参入によってサービスの量は確保されますが、利用者保護の観点から、サービスの質の低下につながらないようにすることが大切です。また、入所施設等については、苦情等を処理するために講ずる措置の概要を明らかにすることとなっていることから、これらの苦情解決の仕組みの周知を図るとともに、苦情件数の減少に努めます。

② 情報開示の標準化

住民が必要とする時に各種福祉サービスに関する情報を容易に入手できるよう、市広報紙やホームページなど様々な媒体を活用した情報提供体制の充実に努め、サービス利用の促進を図ります。



## 2 サービス提供事業者への支援

### めざす方向

介護保険の居宅サービスがすべて民間事業者に門戸が開かれたため、居宅サービス提供事業者が大幅に増加しました。良質なサービスを供給するには、サービス供給主体の多様化と民間活力の導入が有効です。新たなサービスの供給主体として、社会福祉法人や医療法人だけでなく、企業、NPO法人などの多角的な導入を図っていきます。

また、地域福祉活動の中心的な役割を担う市社会福祉協議会が、自治振興会や地域包括支援センター、地域において要援護者等の支援を行う人たちなどをネットワーク化する役割を果たすよう機能の充実を図ります。市は、こうした市社会福祉協議会の活動を全面的に協力していきます。

### 現状・課題

- 地域福祉に関するアンケート調査において、今後本市が取り組むべき施策では「高齢者や障害者等になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」（52.4％）が最も高くなっており、年齢階級別の回答割合も年齢が上がるとその割合も高い傾向となっています。少子高齢化の中での適切な福祉サービスを提供する必要があることから、サービス提供事業者の健全な発達を推進するための取組が必要とされます。
- ボランティア団体・福祉関係者への調査において、福祉活動に必要な情報の入手元では「社会福祉協議会から」（45.1％）が最も高く、地域住民からの要望の把握方法では、「地域住民から直接聞く」（51.6％）に次いで「社会福祉協議会から」（43.4％）が高くなっています。地域福祉活動の中心的な役割を担う機関として市社会福祉協議会が位置付けられているため、市民ニーズの把握や市民とともに課題解決を図るための計画的な取組が必要とされます。

### 取組内容等

#### ① 地域福祉活動計画の策定

近年の社会福祉を取り巻く環境を踏まえ、市民のニーズを把握し、市民とともに考え互いに協力して課題解決を図り、より住みやすい地域づくりを進めることが市社会福祉協議会に期待されています。市社会福祉協議会が中心となり地域住民・関連団体・機関等が協働して福祉のまちづくりを推進することを目的とする富山市地域福祉活動計画の策定を進めます。なお、富山市地域福祉活動計画は、富山市地域福祉計画と連携しながら実施していきます。



② 事業者の参入を促進する情報提供の充実

NPO法人など幅広い事業者が福祉サービスに参入できるよう、本市に不足している福祉サービス、あるいは今後促進していきたいサービスなどの情報を提供し、事業者の積極的な参入を促進していきます。

③ 公募による事業者の採用

市が行う事業のうち、委託等が適切と考えられるものについては、公募、提案（プロポーザル）などによる業者選定の手法を取り入れていきます。

④ 指定管理制度の導入

本市においては、障害児者関連の通所施設、養護老人ホームなど、福祉施設の多くを市または富山市社会福祉事業団が管理・運営しています。多様化する市民のニーズに効果的、効率的に対応するため、市の福祉施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上、経費の節減等を図っていきます。

⑤ 市事業の見直し

施設以外にも、市はさまざまな福祉サービスを実施しています。これら事業のなかに、社会福祉法人、NPO法人、企業等への委託、譲渡等が適切なものがないか検討していきます。また、今後の事業展開においても、民間活力の導入を図っていきます。



## 基本目標Ⅲ 安心・安全で暮らしやすい地域づくり

### 1 地域福祉活動を通じた新しいコミュニティの創造

#### めざす方向

地域住民が地域の問題・課題を共有し、住民相互の理解と交流を深めることができるように、地域での交流を通じて顔の見える関係づくりを行っていくことが必要です。地域での交流事業や居場所づくりなどへの支援を行い、高齢者や障害者など、孤立しやすい住民も地域社会との接点を築くことができるような、行事や健康づくり、生涯学習活動などへの参加を促し、さらには住民自らが交流の場を創出できるような体制づくりに努めます。

#### 現状・課題

- 地域福祉に関するアンケート調査において、「非常に親しくつきあっている」(2.4%) 「親しくつきあっている」(27.1%) と3割近くが親しく近所づきあいをしている一方、「つきあいは、ほとんどない」(11.6%) 割合が1割を超えています。また、現在参加している地域活動では、「参加していない」(46.1%) は4割を超えており、居住年数が短くなるにつれその割合は高くなっており、各年齢階級別にみても年齢が若くなるにつれ参加していない割合は高くなっていく傾向があります。積極的な近所づきあいは、防犯の観点からも非常に重要な役割を担っているため、地域住民同士の交流会や勉強会、地区懇談会等、地域の課題を共有するための機会を設けることが必要とされます。
- 地域福祉に関するアンケート調査において、現在参加している地域活動では、「町内会・自治会等」が最も多く38.9%で4割未満となっています。年齢階級をみると60～69歳(50.0%)が高く、20～29歳は7.3%と低い状況となっています。若い世代はマンション、アパート等で暮らすケースが多く、町内会活動への参加割合が低くなっていることには一定程度の理解はできるものの、町内会は地域づくりの基盤となること、また加入者の高齢化もみられることから、地域活動の新たな担い手を育成し地域づくりの基盤を強化していくことが必要とされます。

#### 取組内容等

##### ① 地域での交流促進

地域の連帯意識が希薄化する中であって、昔ながらの近隣の助け合いを求めることが難しくなっていることから、地域サロンや子育てサロンなど身近な地域での居場所づくりや幅広



い世代の交流を促進するとともに、地域のイベント等さまざまな機会を活用し、交流の機会をつくります。

## ② 地域の福祉課題の共有

地域で活動している民生委員・児童委員等の地域福祉関係者、ボランティア、自治振興会組織の代表者等が中心となって、地域の福祉課題等を話し合い、協働して解決していく地区懇談会を開催していきます。

## ③ 住民参画型のまちづくりの推進

各種福祉計画の策定のほか、公園や遊び場、交流施設等の整備にあたっては、市民、地域住民のニーズの把握に努めるとともに、ワークショップなど当事者参画型のまちづくり手法を取り入れていきます。

## ④ 地域づくりの基盤強化

町内会に加入しない世帯が増えています。町内会は地域づくりの基盤となることから、加入促進のために町内会の活動内容をPRしてまいります。

## ⑤ 多様性を認め合う社会の実現

地域には、子どもから高齢者、障害者のほか、性的マイノリティの方々、外国人な多くの方が暮らしていることから、地域のすべての人がお互いに多様性を理解し合い、安心して暮らせる地域づくりに努めていきます。

## 2 地域の見守り、問題発見体制づくりの推進

### めざす方向

地域の中で活動する人たちが連携体制（ネットワーク）をつくり、身近な地域での見守り、声かけ等の充実を図り、問題の早期発見、予防、解決できる体制づくりを推進していきます。

### 現状・課題

- 地域福祉に関するアンケート調査において、地域で取り組んでいくことが必要だと思うかの項目では、「一人暮らし高齢者や高齢世帯への支援」（64.1％）が6割台、日常生活が不自由になったとき、地域でしてほしい支援では、「安否確認の声かけ」（30.6％）が3割台となっており、見守り活動等のニーズが高いことが伺えます。
- また、困っている世帯に対して出来る支援でも「安否確認の声かけ」（62.6％）が最も多く、ボランティア団体・福祉関係者への調査において、誰もが安心して暮らして



いくために地域で重要なことでも、「見守りや安否確認」（46.7%）が最も多くなっています。見守りをする側・される側共に安否確認等のニーズが高いことから、本市においても地域におけるささえあいの意識を更に向上させ、地域における見守りネットワークの整備を推進するとともに、情報共有体制やキーパーソンとしての福祉推進員を充実させていく必要があります。

### 取組内容等

#### ① 地域のささえあい意識の向上

地域においてネットワーク活動を実践するには、地域住民の参加が不可欠であり、福祉関係団体などに対してネットワーク活動の意義、必要性を十分に理解してもらい、地域ぐるみでの活動として取り組めるような体制をつくる必要があります。地区社会福祉協議会が地域で福祉に関する懇談会などを定期的で開催することにより、地域住民の理解を得て、地域でのささえあい意識の向上と地域住民との連携を図ります。

#### ② 福祉推進員の充実

地域でささえあい活動を根付かせるためには、活動の中心となるキーパーソンが必要です。町内単位で活動する福祉推進員について、関係団体や広報紙などで呼びかけ、その役割を周知し、人材確保に努めます。また、地区社会福祉協議会は、福祉推進員が円滑に活動を行えるように、町内会長、民生委員・児童委員、高齢福祉推進員などとの協力体制を確保し、さらに、各校下の福祉推進員が定期的に情報交換できる場を設けるよう努めます。

#### ③ 情報の共有化

小地域※ネットワーク活動の推進のためには、関係者が福祉情報を共有することが重要であり、プライバシーの保護に十分配慮しながら、情報の共有化を推進します。

(※ 要援護者一人を支えるネットワークから町内会くらいまでの範囲)

#### ④ 地域の見守りネットワークの整備

地域の見守り体制として、家族、親戚、隣り近所、町内会、民生委員・児童委員、関係団体、地域包括支援センター、ボランティア、NPO法人、福祉施設、保健福祉センター、教育機関などが相互に連携を図りながら、福祉サービス、生きがいなどの目的に合わせたネットワークの整備を推進し、地域の見守り体制の充実に努めます。

#### ⑤ 地域における福祉活動の把握・調整

市社会福祉協議会では地域の福祉活動の把握のための調査や地域の社会資源の把握等、地域福祉活動が推進するよう努めます。



### 3 地域の子育て支援、地域包括ケア体制の充実

#### めざす方向

子育て不安の解消や高齢者等の孤立化を予防するため、市、地域住民、ボランティア、法人等が協力して、地域ぐるみの支援サービスを展開していきます。また、世代間の交流や、子ども、高齢者、障害のある人等の地域における交流を促進していきます。

#### 現状・課題

- 子育て支援施策については、子ども子育て支援制度の中で保育所・幼稚園・認定こども園等の教育・保育事業や各種地域子育て支援事業等を行っています。幼稚園や保育所等に就園する前の子どもを持つ親の中には、子育てについての不安を抱えていたり、孤立化する方もいるため、サロン活動等を中心とした子育て世帯の地域とのつながりや世代間の交流を推進し、孤立化を防ぐ取組が必要となっています。
- 2025年には、3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上の高齢者となり、また、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると見込まれており、認知症の知識の普及・啓発やケア体制の整備等、より一層の認知症施策の推進と在宅医療・介護連携を推進し、地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが必要とされます。
- また、高齢者がいつまでも元気でいきいきと暮らせる活力ある社会を築くために、これまで取り組んできたパワーリハビリテーション等の介護予防事業を充実することが必要とされます。
- 近年では、子育てと介護の両方をしなければならない「ダブルケア」が社会問題として取り上げられています。本市においても、子育て支援施策と高齢者介護施策を推進していく中で、ダブルケアの問題を抱えている方の把握とその支援に取り組んでいくことが必要とされます。
- 高齢者のほか、障害者、ひとり親家庭、生活困窮者、社会的孤立（ニート・ひきこもりなど）など個人や世帯が抱える様々な課題に包括的に対応できる体制が必要となっています。

#### 取組1 サロン活動等の充実

---

##### 取組内容等

##### ① 住民による子育てサロンの開催

子育てに不安をもち、子育ての孤立化がみられるのは、特に幼稚園や保育所等に就園する前の子どもをもつ親です。これらの子育て家庭を支援するため、公民館や民家を利用し、地





域のボランティア等が中心となって、子育て中の親子の仲間づくりの場、しつけや遊び方を学ぶ場、地域の人との交流の場を提供していきます。

## ② 地域ぐるみの子育て支援

子どもたちが地域の人々とふれあい、地域の歴史・文化を学び、さまざまな感動を体験することは、子どもの育ちにも、地域づくりにとっても必要です。地域の祭り、スポーツ、文化活動、体験型イベントなどを通して、子どもたちの成長を支えています。

## ③ ふれあいいきいきサロン等の拡充

一人暮らしの高齢者等の孤立感の解消などを目的とするふれあいいきいきサロンやいきいきクラブが各地で開催されています。これらの活動を通じて地域ボランティアが立ち上がってきています。今後もより多くの地域ボランティアが立ち上がるよう支援するとともに、介護予防・生きがいづくりの場として、ふれあいいきいきサロン等の拡充を図っていきます。また、高齢者だけでなく、子ども、障害のある人等が気軽に集える場づくりを推進していきます。

## 取組2 地域の交流の促進

### 取組内容等

#### ① 世代間交流の拡充

保育所・幼稚園の幼児や小学生、中学生が、老人ホームを訪問したり、園や学校に高齢者を招くなど、高齢者と子どもが交流する機会をつくります。また、公民館等での世代間交流の場を提供していきます。

#### ② 福祉関係施設と地域住民との交流

老人ホーム、障害のある人の入所施設等において、地域住民と入所している人との交流が図られるよう、施設の祭りや地域の祭りなどのふれあいの場づくりを支援していきます。

## 取組3 地域包括ケア体制の強化

### 取組内容等

#### ① 介護予防推進体制の強化

徹底した「閉じこもり予防」から、「多様」で「適切」な「切れ目ない」介護予防施策を推進することとし、住民にとって身近な存在である老人クラブ等による声掛けや誘い出し機



能を強化するとともに、「運動器の機能向上」のためのプログラムの強化等により、施策の充実を図ります。

## ② 地域ぐるみの介護予防の推進

市内で活動する約600団体の老人クラブを、地域における介護予防の中核と位置付け、「介護予防推進リーダー」や「楽いきいき運動」、「介護予防ふれあいサークル」などの地域ぐるみの取り組みを進めていきます。

## ③ 認知症の知識の普及・啓発

広く市民への認知症の理解を広げるために、地域での説明会や講演会などから、認知症を自分の問題、地域の問題として考える意識を高めるとともに、認知症の人やその家族を地域で温かく見守る「認知症サポーター」の養成を促進します。

## ④ 認知症ケア体制の整備

「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症の人を早期に発見し認知症専門医につなげる体制や、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ役割を担う「認知症地域支援推進員」を配置し、地域包括支援センターの認知症コーディネーターや認知症疾患医療センター、認知症サポート医との連携を強化し、認知症の人を継続的に支援する体制を整えます。

## ⑤ 在宅医療と介護の連携推進

高齢者が必要な医療・介護を受けて、可能な限り在宅生活を継続することができるよう、地域において効率的かつ質の高い医療の提供体制を構築するとともに、医療・介護関係者間の連携強化に取り組んでいきます。

## ⑥ 複合問題への対応

介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）や高齢の親と働いていない独身の50代の子が同居する世帯（8050）など課題の複合化や、社会的孤立、制度の狭間の問題に対し、様々な分野における地域生活課題を把握し、包括的な支援体制の構築を検討していきます。

## ⑦ 障害者の地域生活への支援

障害のある人が地域における支え合いの中で共に生き、地域の一員として生きがいや社会的役割を持ち、安心して自分らしい生活を営むことができるような支援や地域づくりを進めます。

## ⑧ ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭が地域で自立した生活ができるよう相談支援や就業支援の充実、子どもの学習支援の推進に取り組めます。



### ⑨ 生活困窮者支援の推進

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者からの相談に包括的に対応し、社会的・経済的な自立と生活向上を支援するほか、地域の関係機関のネットワークづくりを行います。

## 4 人にやさしいまちづくり

### めざす方向

まちづくりのスタートは、高齢者や障害のある人など外出にハンディをかかえている人の立場から設計を考えることです。高齢者や障害のある人たちが利用しやすく、そして誰もが利用しやすい魅力的な設計をまちづくりの目標として推進していきます。このような視点から、建築物や道路などの都市環境はもちろん、住環境、就労環境など生活全般に関して、人にやさしいまちづくりを進めていきます。

### 現状・課題

- 高齢者や障害のある人など行動に制限を受ける人だけのためではなく、あらかじめ誰もが利用しやすい施設や道具をデザインするユニバーサルデザインの考え方に基づきまちづくりをすることが求められており、本市においては、公共的建築物、公共交通機関、道路等のバリアフリー化を推進しています。
- 少子高齢化が進展している中で、要援護高齢者や障害のある人が住み慣れた地域における生活をできる限り継続できるよう、安心して暮らせる住居の整備が求められています。
- 就労は社会の一員としての自覚を持つ要素、生計を維持する要素、生きがいを感じる要素という3つの要素を持っています。高齢者や障害のある人が地域で充実した生活を送ることができるよう就労等に関する支援が必要とされています。

### 取組1 ユニバーサルデザインのまちづくり

#### 取組内容等

#### ① 公共的施設等のバリアフリー化の推進

誰もが利用しやすい施設や道具をデザインするユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、公共的施設等のバリアフリー化を推進していきます。



## ② 道路の整備

高齢者や障害のある人の生活圏の拡大を図るために、歩道段差の切下げ、点字ブロックの敷設、盲人用信号装置の設置などを推進していきます。

## ③ 公共交通機関のバリアフリー化の推進

路面電車や、路線バスの低床化などを促進し、高齢者や障害のある人が利用しやすい公共交通機関を目指します。

## 取組2 安心して暮らせる住居の整備促進

---

### 取組内容等

### ① 高齢者や障害のある人などに配慮した住宅の整備の充実

市営住宅の建て替えにあたっては、高齢者や障害のある人などの生活に配慮した居室の整備を推進していきます。また、要援護高齢者や重度の障害のある人の住宅改修を支援します。

### ② グループホームの整備促進

「施設から在宅へ」の考え方を基本とし、障害のある人、認知症高齢者が地域で暮らし続けられるよう、グループホームの整備を促進していきます。また、グループホームで暮らす人への地域住民の支援や交流を促進していきます。

### ③ 高齢者が安心して住み続けられる住宅の確保

高齢者が、生きがいをもち、自立した生活を送るため、望ましい居住形態を選択できる環境の整備が必要です。このような住まいに対する多様なニーズに対応するため、また、高齢者が安心して安全に暮らし続けることのできる住まいとするため、軽費老人ホームや有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等に適切な指導・支援を行い、需要に合わせた供給を促進します。

## 取組3 就労・能力活用への支援

---

### 取組内容等

### ① 高齢者への就労支援

高齢者が長年培った知識と経験を生かし、活躍し続けることができるよう企業へ的高齢者の雇用促進への働きかけや、高齢者の多様な就労形態による雇用の促進を図り、雇用機会の



拡大に努めます。また、富山市シルバー人材センターの事業拡大が図られるよう、会員数の増強と就業率の向上、受注の拡大に向けて、引き続き支援に努めます。

## ② 障害のある人への就労支援

障害のある人が自立した生活を送ることができるよう、障害者就労支援促進事業などにより一般就労への支援を行うとともに、一般就労へ移行した方が継続して就労できるよう支援します。また、一般就労が困難であっても、生産活動に従事することは、障害のある人の社会参加や働く権利、自己実現の観点等からも重要であることから、福祉的就労の場の整備に努めます。



## 基本目標Ⅳ 市民の誇りづくり

### 1 地域における魅力づくりや情報発信

#### めざす方向

人口減少社会においても、高次都市機能が集積する中核都市として人口流出を食い止める「人口のダム機能」となるなど、人口力を維持・向上させ、将来市民に対し、責任を持てる持続可能な「選ばれるまち」となる必要があります。

#### 現状・課題

- 本市は、豊かさや暮らしやすさを示す指標で上位を占めており、また、北陸新幹線の開業や、国際化が進む羽田空港への航空路線が維持されるなど、交通の結節点となっており、この強みを生かした、広域的な交流が活発となっています。
- このような状況を踏まえ、「暮らしたいまち」、「訪れたいまち」となるため、産業や教育、文化、福祉などの都市の総合力を高めるとともに、海や山などの豊富な自然環境と海の幸・山の幸などの食文化など、富山の魅力を十分に引き出し、認知度向上につながる素材を厳選し、磨き上げ、富山ブランドとして強力に情報発信するブランディングやシティプロモーション活動を推進する必要があります。

#### 取組1 地域の魅力の発掘と発信

##### 取組内容等

##### ① 選ばれるまちづくりの推進

豊かさや暮らしやすさを示す各種指標で、全国的にも評価の高い本市の魅力を、市民の視点だけではなく、県外企業赴任者などの外部の視点も活用し、新たな発掘に努めます。

また、本市の魅力を、戦略的かつ効果的に情報発信することで、多くの方から選ばれるまちとなることを目指します。

さらに、団塊の世代や大都市圏等からのUIJターン者の受皿づくりを進め、二地域居住などを含めた定住人口の増加に努めます。



## ② 市内の自然の魅力発見

トレッキングやレクリエーション等、自然の中での体験活動や、森と里山をテーマとしたフォトコンテストの開催など、森への関心を高め、自然景観や環境等、緑豊かな本市の魅力を発信する取組を推進します。

## 取組2 地域福祉活動の啓発

### 取組内容等

#### ① 地域組織を通じた啓発活動の強化

地域活動の多くが、地区を単位として行われています。自治振興会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ等の組織も地区単位となっており、強いつながりをもっています。これらの地域組織を通して、住民の福祉への関心を高め、福祉意識を醸成していきます。そのためまず、これらの地域組織の役員の方々に地域福祉に関心を持ってもらうため、福祉フォーラムや地域の勉強会の開催を通じて啓発に努めます。

#### ② 地域福祉フォーラム等の開催

活動が活発化してきたNPO法人や地域ボランティアの流れをさらに大きなものとするため、活動状況のPRの場として、また、市民の地域福祉活動への参加の動機づけとして、市、市社会福祉協議会、NPO法人、ボランティア団体等が協力して、地域福祉フォーラムや地域福祉セミナー、福祉フェスティバル、講演会を開催していきます。

#### ③ 地域福祉活動のPR

市や市社会福祉協議会の広報紙やホームページ、マスメディアなど、さまざまな媒体を活用し、地域福祉活動の状況や市社会福祉協議会の事業や役割についても市民にPRしていきます。

## 2 市や地域に対する愛着や誇りの醸成

### めざす方向

多様な魅力を持つ本市に、多くの市民がいつまでも「住み続けたい」、また、一旦離れても「帰りたい」と思えるように、本市に対して愛着や誇りを抱くシビックプライドの醸成に努めることが必要です。



## 現状・課題

- 社会の成熟化に伴い、とりわけ東日本大震災以降、人々の価値観は家族や友人など親しい人とのふれあいや地域との絆などを重視する方向へ変化しています。また、市民意識調査結果でも、本市に住み続けたい理由として「地域に愛着がある」が第1位となっており、住んでいる地域に対する親しみや愛着は、定住を支える大きな要因と考えます。
- 都市部から自然が豊かな中山間地域など多様な地勢とさまざまな歴史や伝統、文化を持つ本市は、日本海側有数の都市として産業や教育、文化、福祉など都市の総合力を高め、選ばれる都市を目指してきており、本市の公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり等のさまざまな取組は、国内だけでなく、国外からも高く評価されています。

## 取組1 地域の強みや魅力の再発見

---

### 取組内容等

#### ① 地域への愛着や誇りの醸成

市民がいつまでも本市に「住み続けたい」、また、一旦離れても「帰りたい」と思えるように、本市に対して愛着や誇りを抱くシビックプライドの醸成に努めます。

また、「AMAZING TOYAMA」のキャッチフレーズのもと、市民と連携した事業の展開に努め、本市の多様な強みや魅力を市民自らが気付き、感銘するきっかけを提供していきます。

さらに、シビックプライドの醸成と併せて、市民が幅広い視野と国際感覚を持てるよう、さまざまな国際会議などの積極的な誘致に努め、都市としての知名度の向上に努めます。

#### ② ふるさと教育の推進

地域の特性を生かした公民館活動やふるさとづくり事業を通して、人と人との絆を大切にしたい心豊かな地域社会を形成するとともに、市民がふるさとの自然、歴史、文化、産業などについて理解を深め、郷土に対する愛着や誇りを持てるよう、ふるさと教育の推進に努めます。





## 取組2 地域における福祉教育の充実

---

### 取組内容等

#### ① 学校におけるボランティア活動


小学校、中学校等は、福祉やボランティアに対する関心や理解を深めるため、市社会福祉協議会、社会福祉施設、NPO法人等と連携して、ボランティア活動等に取り組みます。

#### ② 生涯活動における福祉講座の開設

相互理解を深めるため、公民館ふるさと講座で人権教育を年1回以上実施しています。また、生涯学習においても福祉の充実を図るため、必要に応じて高齢者、障害のある人、子どもごとの講座を開設し、活動を希望する受講者と、ボランティアを必要とする施設、団体等を結びつけていきます。

#### ③ 出前講座の活用

行政情報を積極的に提供し、住民主体のまちづくりを推進するための出前講座は、高齢者や障害のある人、子どものほか、健康など様々な福祉に関する講座の内容の充実とPRに努めることにより、利用を促進し、地域住民の福祉への関心を高めていきます。



# 第5章

## 計画の推進にあたって



## 第5章 計画の推進にあたって

### 1 協働による計画の推進

地域福祉の主役は、地域で生活している市民一人ひとりです。自分たちの住む地域を支え合い、助け合いのできる理想の地域に近づけていくためには、市の取組に加え、市民との協働が不可欠となります。

また、地域の中には、それぞれの地域に応じた多様な福祉ニーズがあることが考えられます。それらに対応していくためには、その地域で活動するボランティア、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会などの取組も必要となることから、これらの地域資源も重要な地域福祉の担い手となります。

この計画の推進にあたっては、地域福祉を担う主体それぞれが、相互に連携を図り、役割を果たしながら計画を進めていくことが大切です。

#### (1) 市民の役割

市民は、暮らしや健康を気かけるとともに、地域に住む担い手の一人として、地域や福祉に対する関心を持つことが重要です。また、そのためには日頃から地域の人たちが、あいさつや声かけを通じて交流を深め、顔見知りの関係を築いていくことが大切です。

また、ボランティア等の社会貢献活動や、各種募金、市や福祉団体等への寄附など助け合いの活動に理解を示し、可能な範囲で協力することも大切です。

#### (2) 地域活動団体の役割

自治会やボランティア団体、特定非営利活動法人、民生委員・児童委員など、地域活動団体は、地域の中にある生活課題を発見・共有するとともに、地域の中で連携しながら解決していくことが重要です。

#### (3) 福祉サービス事業者の役割

福祉サービス事業者は、サービスの質の確保、事業内容の情報公開や利用者の生活の質の向上に取り組むことが重要です。また、福祉施設などにおいては、利用者ボランティアなどが交流し合う場として期待され、地域福祉の拠点としても期待されます。

#### (4) 社会福祉法人の役割

社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な担い手であるだけでなく、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人です。児童、高齢者、生活困窮世帯等への生活支援や将来的に支援を必要とする可能性がある人に対する予防的



な支援など、地域における公益的な取組の実践を通じて地域と連携することにより、地域社会に積極的に貢献していくことが期待されます。

## (5) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、自ら福祉サービスを提供するなどの活動に取り組んでいますが、地域福祉推進の中心的な存在として、市民と地域活動団体、福祉サービス事業者、行政とのコーディネート役としての機能も求められます。

また、社会福祉協議会としての組織の機能強化を図るとともに、地域における多様な課題を把握し、その課題に対応した事業の展開を図ることが期待されます。

## (6) 市の役割

市は、市民や地域活動団体などの自主的な活動を促し、地域コミュニティの醸成や市民活動支援などの総合的なコミュニティ施策の推進を図るとともに、地域福祉力の向上を目指し福祉施策の総合的な推進の役割を担っています。

また、本計画は地域という視点で様々な分野を横断的につなげる役割を担っており、包括的に地域福祉を推進するよう努めていきます。このほか、地域における助け合いへの手法の一つとして、寄附文化の醸成を図ります。

## 2 計画の周知・普及

地域福祉を推進する上で、計画の目指す地域福祉の方向性や取組について、市民、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人をはじめとする福祉サービス事業者、社会福祉協議会、市などの計画に関係する全ての人が共通の理解を持つことが必要です。

そのため、市の広報紙「広報とやま」やホームページなどを通じて、計画を広く市民に周知し、普及に努めます。

## 3 計画の推進について

本計画の推進のため、社会状況の変化や社会福祉制度の動向を踏まえ、個別計画における各施策の取組状況の把握や計画間の整合性など、総合的かつ計画的な進行管理を図り、地域福祉の推進について必要な事項の検討や課題の提起を行います。



## 富山市 地域福祉計画（素案）

発行日 2019年（平成31年）1月

発行 富山市 福祉保健部 社会福祉課

〒930-8510

富山県富山市新桜町7番38号

TEL 076-443-2164 FAX 076-443-2208

URL <http://www.city.toyama.toyama.jp/>

---